



上郡町自主防災組織活動の手引



みんなではじめよう
自主防災！



平成29年3月
上郡町

目 次

は じ め に	1
上郡町のめざす自主防災組織の活性化について	2
自主防災組織活動の手引の使い方	3
1 上郡町の自主防災組織について	4
(1) 自主防災組織とは	4
(2) これからの自主防災組織のあり方	6
2 自主防災組織の整備・運営	7
(1) 自主防災組織の編成	7
(2) 組織運営について	9
3 活動の活性化・地域防災力の向上に向けて	12
(1) 活動の活性化に向けて	12
(2) 地域防災力の向上に向けて	15
4 自主防災組織活動のポイント	16
(1) 日常時の活動	17
(2) 災害時の活動	20
(3) 災害時に備える訓練	23
資 料 編	27
各種自主防災組織の活動に関するお問い合わせ先	83

はじめに

大規模な災害が起きた場合、被害の拡大を防ぐよう国や県、町が全力で対応（公助）にあたりますが、特に発生の初期の段階では、どうしても地域に暮らす住民同士の連携による自主防災活動が災害による被害を軽減（減災）させるために欠かすことができません。

このため、実際の災害時に、自主防災組織が組織として機能するためには、日ごろから、防災に関しての問題意識をもち、住民一人ひとりが自分の身は自分で守り（自助）、自分たちのまちは、地域で互いに協力し合って自主防災活動に取り組むこと（共助）が重要になります。

また、自主防災組織の充実と防災活動の促進を図ることは、災害対策基本法において住民や行政の責務として規定されています。

以上のことから自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進を図る一環として、「上郡町自主防災組織活動の手引」を作成したものです。

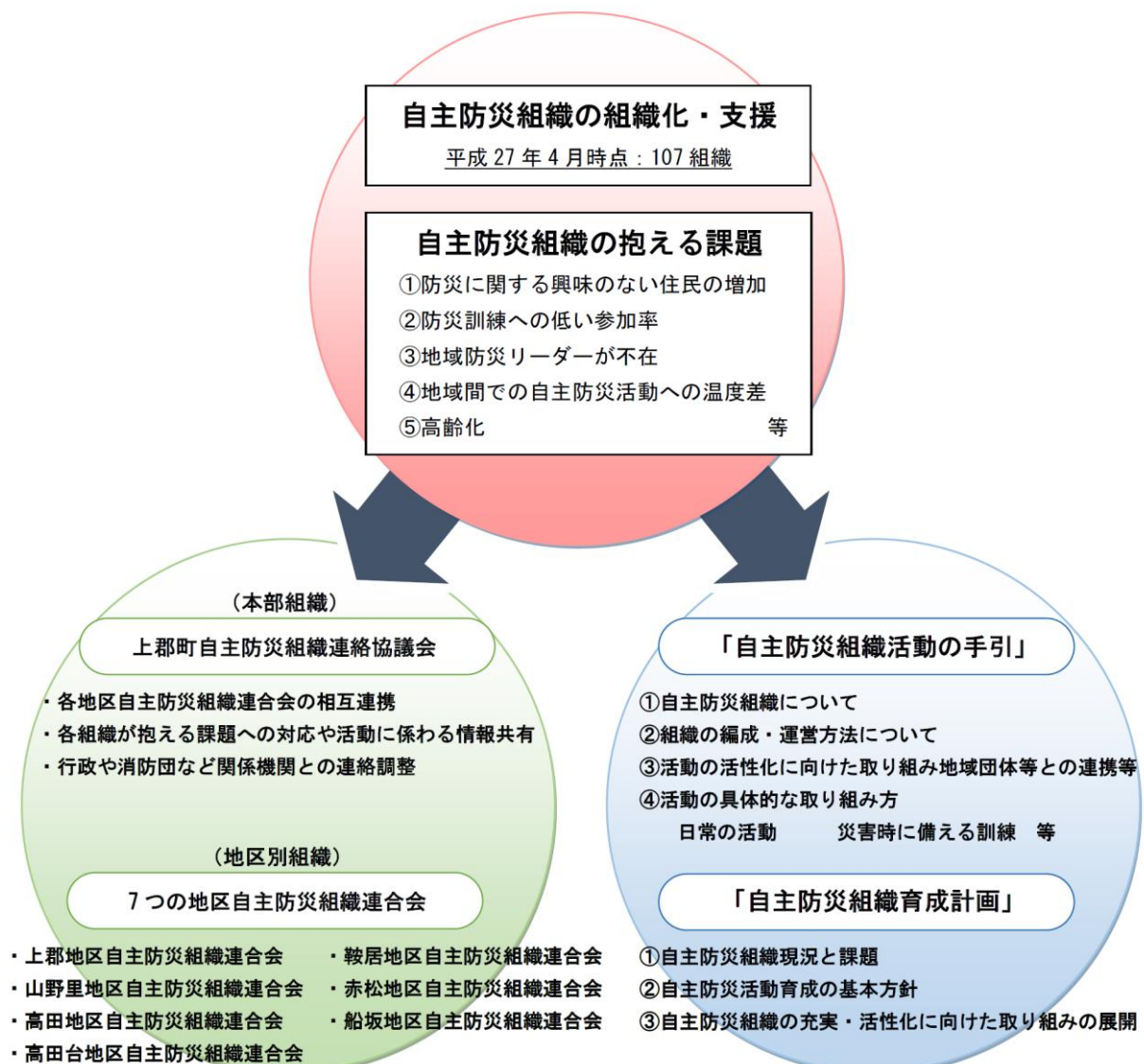


上郡町のめざす自主防災組織の活性化について

本町では現在までに、各自治会単位で自主防災組織が編成されていますが、活動状況には地域差があり、地域の防災力の低下が懸念されています。

そのため、本町では今後7つの地区自主防災組織連合会と本部組織となる自主防災組織連絡協議会を設立するとともに、町内の自主防災組織におけるさまざまな現況・課題を踏まえ、「上郡町自主防災組織活動の手引」（以下、「手引」とします。）、「自主防災組織育成計画」を作成し、組織の充実・強化とともに、活動の活性化を図り、地域の防災力の向上をめざしています。

自主防災組織の現況・課題



自主防災組織の充実・強化

自主防災組織活動の活性化

自主防災組織活動の手引の使い方

この手引は、自治会単位で編成されている自主防災組織の自治会、地域の方々を対象に、自主防災組織の活動やこれから設立を進めていく連合組織の運営等、特に次の4つの目的から知りたい内容ごとに、どこからでも読める冊子となっています。

なお、それぞれの取り組みが組織や活動の活性化、強化につながるよう、活動のツール、参考となる取り組みの事例等を資料編で紹介しています。



自主防災組織について知りたい

- 自主防災組織はなぜ必要？（P. 4）
- 自主防災組織の役割は何？（P. 5）
- これからどのように活動を活性化していけばよい？（P. 6）
- 自主防災組織の育成・活性化に向けた町の取り組みは？（P. 6）



組織の編成・運営方法について知りたい

- 効果的な組織にしていくためには？（P. 7）
- 計画的・継続的に活動するためには？（P. 9）
- 地区自主防災組織連合会、自主防災組織連絡協議会とは？（P. 11）



活動の活性化に向けた取り組みを知りたい

- 活動の参加者を増やしていくためには？（P. 12）
- 地域団体と連携していくためには？（P. 14）
- 防災に関する知識を身につけるためには？（P. 15）



活動の具体的な取り組み方について知りたい

- 日常時はどのような活動がある？（P. 17）
- 災害時はどのような活動が必要？（P. 20）
- 災害時に備えるためにどんな訓練をするとよい？（P. 23）

資料編

各項目で参考となる活動のツールや取り組みの事例等を紹介

1

上郡町の自主防災組織について

みんなで地域の防災力を高めよう

- 自主防災組織は“共助”の活動を担い、住民一人ひとりの活動（自助）とともに、地域の防災力を高める必要不可欠な存在です。
- いざというときに機能するよう、自主防災組織の担う役割を理解し、取り組んでいくことが特に重要です。

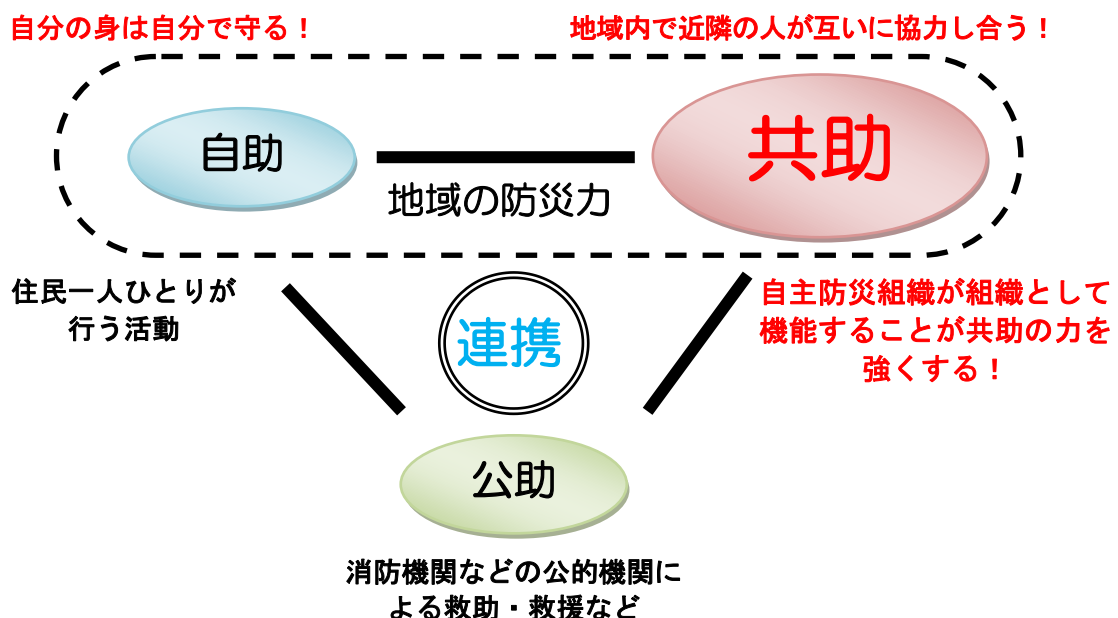
（１）自主防災組織とは

● 自主防災組織はなぜ必要？

災害時に自分の命だけではなく、家族や隣近所、友人など、大切な人の命を守るといった地域の防災力を高めるために、自主防災組織は必要不可欠な存在です。

災害時には、まず「自分の身は自分で守る」こと（自助）が最優先であり、その後家族、隣近所、地域へと活動（共助）が広がっていきます。

図表 防災活動における「自助・共助・公助」



防災活動における「自助・共助・公助」の関係は、上の図に示すとおりであり、自主防災組織は「共助」の活動を担います。そして、「自助・共助・公助」が相互に連携することで災害時に力を発揮します。

● 自主防災組織の役割は何？

自主防災組織は、地域の皆さんが一緒になって、日ごろからの災害への備えや、災害時の助け合いに取り組む組織であり、地域で連携して被害を最小限に抑えることがおもな役割です。

特に災害発生直後は、情報等の混乱から適切な対応が難しくなることも予想されるため、自主防災組織を中心に地域で助け合い、人命救助や初期消火に努めることで、被害の軽減に大きな役割を果たします。

防災コラム

法律に基づく自主防災組織の位置づけ

大規模な災害のときに、真っ先に助け合うことができるのは、「向こう三軒両隣」といわれる地域の方々であり、災害が大きくなればなるほど、地域の助け合いがより重要になります。

自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力し合える組織として、災害対策基本法にも規定されており、隣保共同の精神に基づく活動が求められています。

※ 隣保共同の精神とは？

隣保共同の精神とは「隣近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合う」ことをいいます。

隣 保：隣近所の家々と人々の日常的なつながり

共 同：役割を分担しながら、力を合わせて助け合うこと



ここも確認しておこう

関 連 事 項：4 自主防災組織活動のポイント（P. 16）
災害対策基本法（抜粋）（資料編 P. 27）

(2) これからの自主防災組織のあり方

● これからどのように活動を活性化していけばよい？

自主防災組織の活動を活性化していくためには、まず地域の皆さんに活動の大切さを知ってもらい、多くの住民の皆さんと協力し合える関係をつくりあげていくことが重要となります。

そのため、この手引を参考に、これまででの活動を見直したり、住民の皆さんが参加しやすい工夫をしたりするなど、さまざまな切り口から、地域防災力の向上に取り組んでいきましょう。

また、地域の自主防災組織間で連絡を密にし、消防団をはじめとするさまざまな地域活動団体との連携を図りながら、地域のすべての力を集結した取り組みを進めることも活動の活性化につながるポイントです。



ここも確認しておこう

関 連 事 項：活動の参加者を増やしていくためには？ (P. 12)
地域団体と連携していくためには？ (P. 14)

● 自主防災組織の育成・活性化に向けた町の取り組みは？

現在、本町には自治会単位で 107 の自主防災組織が編成されています。

地域ごとにさまざまな活動を行っていますが、担い手不足や活動のマンネリ化など、地域ごとにさまざまな課題を抱え、本来自主防災組織に求められる機能を十分に発揮できない組織もみられます。

そのため、町では「自主防災組織を活性化させるための5つの対策」を掲げ、「自主防災組織育成計画」を作成し、自主防災組織の活性化に取り組めます。



POINT

「自主防災組織を活性化させるための5つの対策」

- 組織的に活動ができる自主防災組織への体制強化
- 地域の現状に合致した防災活動の実施
- 自主防災に対する意識の向上
- 自主防災組織が自立するための支援
- 高齢化、過疎化に対応したしくみづくり



ここも確認しておこう

関 連 事 項：地区自主防災組織連合会、自主防災組織連絡協議会とは？ (P. 11)

2

自主防災組織の整備・運営

地域に合った、継続して活動できる組織づくりをめざそう

- 日常・災害時に偏りのない人員、活動内容や地域の状況に合った組織を編成しましょう。お互いの役割を理解しておくことも重要です。
- 継続して活動できる組織づくりを心がけ、さまざまな世代の方が参加できるしくみをつくるのが大切です。

(1) 自主防災組織の編成

- 効果的な組織にしていくためには？

効果的な自主防災組織にしていくためには、災害時に地域の防災力を最大限に発揮することができるよう、地域の皆さんで組織を編成します。まずは組織のまとめ役（会長）のもと、活動する班や構成員一人ひとりの役割を決めましょう。

基本的な班編成と各班の日常時・災害時の役割は次のとおりです。

図表 班編成と日常・災害時の役割（例）

		日常時の活動	災害時の活動
会長 副会長 	情報班	防災意識の啓発 広報活動 防災マップの作成	災害情報の伝達 被害状況の把握 町との連絡
	消火班	消火方法の指導 初期消火の訓練 消火用水の確保	出火防止の広報 初期消火活動
	救出・救護班	救出用資機材の点検 危険箇所の把握 救出・救護訓練	負傷者の把握 救出・救護活動 医療機関への協力要請
	避難誘導班	避難場所・経路の周知 避難行動要支援者の把握 避難訓練	避難場所・経路の安全確認 避難誘導
	給食・給水班	食料・水の備蓄 給水拠点の把握 炊き出し訓練	物資調達と配分 炊き出し

班を編成する際は、各班のリーダーを決め、訓練等を通じて活動に必要な人数を把握し、必要な見直しを行いながら、地域の状況に応じた適切な体制をつくりましょう。地域の規模によって対応すべき人数が異なってきますので、体制図には、人数も記載しておくほか、自身の活動だけでなく、お互いの役割を理解しておくことも重要です。

POINT

- 地域の状況に応じた組織編成が重要です。
- 各班のリーダーを決めておきましょう。
- 訓練等を通じて活動に必要な人数の把握し、必要な見直しを行いながら、地域の状況に応じた適切な体制をつくりましょう。

そのほかにも自主防災組織を編成する際は、次の点に留意する必要があります。特に、継続した組織活動にしていくためには、元気な高齢者、若者世代を含めたすべての住民が参加できるしくみをつくるのが大切です。

POINT

◎ 組織編成の際の留意事項

- 地域内でバランスよく対応できる編成
(人口や世帯数、昼間地域にいる人員等を考慮し、災害の発生時間帯によって班の人員に偏りのない配置 等)
- 地域の災害特性に合わせた編成
(地域内の災害特性(過去に起きた災害等)を参考に、がけ崩れを監視する巡視班や河川近くであれば水防班の配置 等)

また、日ごろの活動に参加が困難な場合でも、災害が起きたときに協力をお願いするといったかたちで「自分はこんなことができる」という特技を登録してもらい、災害時の活動に協力してもらいながら、役割の充実を図ることも考えられます。



ここも確認しておこう

活動のツール：災害時お助けバンク（資料編 P. 73）

(2) 組織運営について

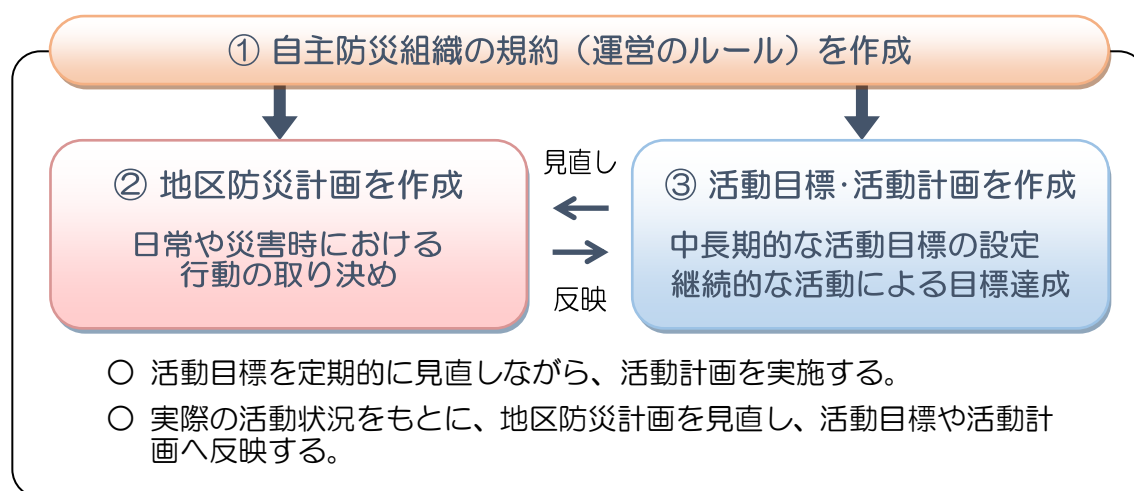
● 計画的・継続的に活動するためには？

自主防災組織を計画的・継続的に運営するためには、下図のように、組織の規約（運営のルール）を作成しておく必要があります。

また、地域の現状や日常の予防活動をはじめ、発災直前、災害時、復旧・復興期等、各段階で想定される防災活動を整理し、地区防災計画を作成します。

さらに、作成した地区防災計画をもとに、年間の活動目標や活動計画を立てましょう。

図表 自主防災組織の運営について



! POINT

◎ 継続した活動を行うためのポイント

- 規約を作成しましょう！
- 地域の特性に合った地区防災計画を作成しましょう！
- 活動の目標と達成するための活動計画を立て、実行しましょう！

① 自主防災組織の規約（運営のルール）を作成

規約は組織の目的、活動内容、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の作成などについて定めた組織の運営ルールです。自治会の規約に準じて作成すると実情に合った規約を作成することができるでしょう。



ここも確認しておこう

活動のツール：自主防災組織規約例（資料編 P. 29）

② 地区防災計画を作成

地区防災計画は、地域の状況に合った防災活動を行うための組織としての活動指針であり、組織編成や各班の役割分担、日常の活動や災害時の活動方法を具体的に定めた計画です。

現状を再確認、見直しを行いながら地域に合った計画を作成しましょう。

③ 活動目標・活動計画を作成

自主防災組織の活動は、継続して取り組むことによって効果があらわれます。そのため、活動目標や年間の活動計画を立て、できるところから少しずつ取り組みましょう。

活動目標の設定にあたっては、日ごろの活動を振り返ったり、地域の災害について学習する機会を設けたりしながら、実際の活動を通じて徐々に活動レベルを上げ、これに応じて目標を修正していくことが重要です。

POINT

◎ 活動目標を設定する際のポイント

- 消防団などから専門的な知識や技術のアドバイスを受けましょう！
- ハザードマップ等を活用して地域の危険箇所を把握しておきましょう！
- 組織の活動状況を考慮して、中・長期的に実現可能な具体的な目標を設定しましょう！

また、活動計画の作成にあたっては、前年度の活動状況や年間を通じてどのような防災活動を行う必要があるかを検討したうえで作成しましょう。

POINT

◎ 活動計画を作成する際のポイント

- 段階的に活動目標を修正しながら活動レベルの向上に努め、地域の防災活動について継続的に取り組む姿勢で検討しましょう！
- 年間計画に特徴をもたせるために、年毎の重要項目（目玉になる活動）を決めることも工夫のひとつです。



ここも確認しておこう

活動のツール：地区防災計画の概要（資料編 P. 35）
活動計画の作成手順（資料編 P. 38）

● 地区自主防災組織連合会、自主防災組織連絡協議会とは？

① 7つの地区自主防災組織連合会

現在、本町には自主防災組織が107の自治会単位で編成されていますが、今後は、既存の組織を活用した新たな自主防災組織の枠組みとして、連合自治会単位による7つの地区自主防災組織連合会を組織化することとしています。

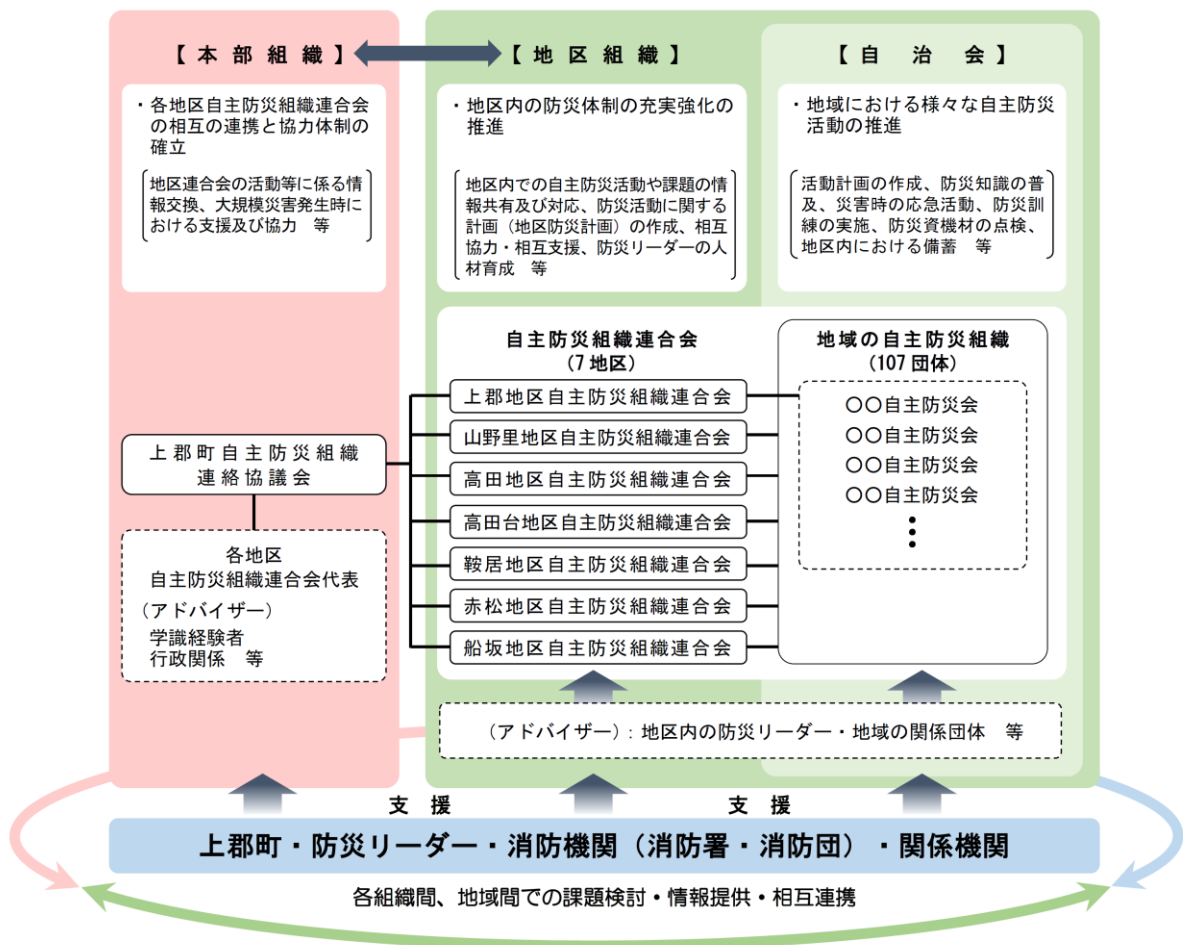
この7つの地区自主防災組織連合会を中心に、地域の防災力の向上を図ります。

② 上郡町自主防災組織連絡協議会

「上郡町自主防災組織連絡協議会」は、地区自主防災組織連合会等が継続して活動ができるように、地区間の相互の連携を図り、各組織が抱える解決すべき課題への対応や活動に係る情報の共有を図ることを目的に設置される組織です。

今後は、「上郡町自主防災組織連絡協議会」を中心に、自主防災活動の充実強化を図ります。

図表 自主防災組織・地区防災連合会・連絡協議会の構成



※ 地区とは各連合自治会単位、地域とは各自治会単位を指します。

3

活動の活性化・地域防災力の向上に向けて

多世代の参加や他団体の連携を促し、活動を活性化させよう

- 訓練のテーマや地域の行事と結びつけるなど、さまざまな機会を利用し、日常の暮らしと結びついた防災活動を進め、活動の参加者を増やしましょう。
- 自主防災組織の活動を活性化させるためには、団体間の連携や防災に関する知識を身につけることが重要です。

(1) 活動の活性化に向けて

● 活動の参加者を増やしていくためには？

自主防災組織に参加してもらうためには、まずは回覧板や SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等を活用し、活動内容を知ってもらい、地域の皆さんに関心をもってもらうことが重要です。

例えば、訓練の実施時期やテーマ、日常の取り組みや地域行事と連携して取り組むなどの方法があります。

POINT

◎ 訓練の実施時期やテーマを工夫してみましょう

- 訓練の実施日をポスター、チラシ、回覧板などで、住民に周知徹底しましょう。
- 毎回同じ日時で訓練を実施すると同じ人しか参加できないので、休日や夜間などさまざまな人が参加できる工夫をしましょう。
- 訓練は繰り返し行うことが大切ですが、テーマや年齢層を絞るなど訓練内容に変化をつける工夫も必要です。

◎ 地域行事や子ども達も参加しやすい訓練を取り入れてみましょう

- 地域に防災の知識・技術を広めるためには、気軽に実施できることから始めてみるのが大切です。子どもから大人まで、楽しみながら参加できる活動を開催するとよいでしょう。
- 地域のお祭りや運動会、とんど焼きなど多くの人が集まるイベントに消火器の的当てゲーム、バケツリレーや小型ポンプでの消火、簡易タンカ搬送リレー、土のう積み競争など防災訓練の要素をプラスすると効果的です。

図表 地域行事と防災活動のマッチング例

地域の行事			地域の防災活動
1月	とんど焼き	→	消火訓練、炊き出し訓練
2月			
3月	お花見	→	炊き出し訓練、防災広報
4月			
5月	一斉清掃	→	危険箇所点検、避難路整備
6月			
7月	川まつり	→	炊き出し訓練、イベント型訓練
8月			
9月	防災訓練	→	避難訓練、総合訓練
10月	各地区のお祭り	→	炊き出し訓練、イベント型訓練
11月			
12月	餅つき	→	炊き出し訓練、防災広報

上記は地域の代表的な行事の中に、防災活動をプラスする例として記載してあります。記載の行事だけでなく、地域の中で住民の方が多く集まるイベントに防災活動をプラスすることが効果的です。

こうした暮らしと結びついた防災活動は、住民にとっても、日常の活動の延長線上に自主防災活動があるという意識の高揚にもつながるため、自主防災組織を長続きさせ、活動の活性化にもつながる効果的な取り組みといえます。

ただし、集まった方に訓練を押しつけないように計画することが重要となりますので、活動方法には工夫が必要です。



ここも確認しておこう

活動事例：自主防災組織の活動事例（資料編 P. 79）

● 地域団体と連携していくためには？

これからの自主防災組織の活動では、自主防災組織相互の連携のほか、地域のさまざまな活動団体と有機的に連携し、地域の防災力の向上を図っていくことが求められます。

活動における地域団体との連携では、おもに消防団や民生委員・児童委員などが挙げられます。

① 消防団との連携（例）

消防団の方々は、防災に関するさまざまな訓練を積んでおり、地域防災力の向上に向けたよきアドバイザーとして、防災資機材の利用や訓練の指導、防災知識の普及啓発などが期待されます。

そのため、災害直後に必要となる救出訓練や避難訓練などは消防団と連携し、災害時のスキル習得とスムーズな連携が実現するような活動が求められます。

② 民生委員・児童委員との連携（例）

民生委員・児童委員の方々は、ふだんは地域で支援の必要な方々の身近な相談などに取り組んでおり、災害時にも避難活動や避難所等での支援や協力が期待されます。

そのため、災害時にすみやかに協力し合えるよう、日常の活動を通じてコミュニケーションをとり、関係を築いておく必要があります。

特に避難時における支援が必要な「避難行動要支援者」については、地区の民生委員・児童委員の方との連携を密にし、あらかじめ災害時の避難について話しておきましょう。

POINT

- 要配慮者自身も家族と日常時に話し合いをしておきましょう。
- 避難行動要支援者名簿を利用し、地域内の要配慮者を確認しておきましょう。
- 福祉施設が存在する場合は施設関係者との協議も必要です。

そのほかにも、地域で連携、協力し合える団体はさまざまあります。

防災活動や災害時の課題などから地域団体の活動との接点をみつけ、活動を広げていきましょう。

(2) 地域防災力の向上に向けて

● 防災に関する知識を身につけるためには？

地域の防災力の維持、向上のためには、住民一人ひとりが防災に関する正しい知識を身につけるために、自主防災組織としても広報や訓練等、さまざまな機会を通じて住民の皆さんに防災に関する知識を伝える機会をつくり、「自分たちの地域は自分たちで守る」といった意識を醸成していくとともに、自主防災組織においても防災士等の資格取得や消防団との連携を通じて、専門的な知識を身につけていくことが求められます。

! POINT

◎ 知識の習得

- 防災士等の資格取得や消防団との連携を通じて専門的な知識を身につけましょう。
- 総務省消防庁の「防災・危機管理 e カレッジ」など、インターネットを通じて気軽に学べる機会も有効です。

URL : <http://open.fdma.go.jp/e-college/>

また、自主防災組織の活動が継続していくためには、活動を担う人材、特にリーダーの確保が重要となってきます。

そのため、例えば、地域行事等の機会を利用し、地域のリーダーとなり得る人をみつけて交流を図るほか、日中地域にいる学生を地域防災の担い手として学校との協力をお願いするなど、地域の状況に合った人材を発掘し、協力し合う関係を構築していくことが重要です。

! POINT

◎ 人材の育成

- 地区自主防災組織連合会の中で交流を図り、防災リーダーとしての人材を発掘し、育成に努めましょう。
- 中学校、高校生の若い世代にも防災意識の啓発を行い、防災知識の習得とともに、担い手の育成に努めましょう。

4

自主防災組織活動のポイント

災害時に備え、日ごろから活動や訓練に取り組もう

- 日常の活動の成果が災害時に活かされます。災害時の活動や訓練内容を理解し、継続して取り組みましょう。

自主防災組織の災害時の活動は重要な役割ですが、その役割を十分に果たせるよう日常での活動を継続することが大切です。

また、地域に防災活動を周知しておくことが有効な災害時の活動につながるため、活動の際はできるだけ地域全体で行うことが重要です。

なお、日常・災害時のおもな役割は、次のような活動があります。



POINT

〔 日常の役割 〕：災害へ備える訓練・予防活動

- ふだんから災害時を想定した各種防災訓練をはじめ、家具の転倒防止や非常持出品の点検などの啓発活動、地域の安全点検などの予防的な活動を行います。

〔 災害時の役割 〕：地域の応急活動や生活支援

- 地域内の初期消火、情報の収集・伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当など、被害を最小限に抑える応急活動や給食・給水、避難所の環境整備など、被災者の当面の生活支援などを行います。

日常の活動の成果が、万が一の災害発生時に活かされるため、日ごろから防災資機材の備蓄状況や取扱方法、あるいは地域内の要配慮者などの情報確認を行い、訓練を実施しておくことが大切です。

また、災害時の活動は慌てず冷静に対応することが必要となりますので、災害時にはどのような活動を行うのか把握をしておきましょう。



ここでは、自主防災組織の日常の活動や災害時の活動、災害時に備える訓練について紹介しています。

どのような活動を計画すればよいか悩んだときや、既に計画している活動内容と照らし合わせてみるなど、自主防災組織活動の参考にしてください。

(1) 日常時の活動

● 日常時はどのような活動がある？

自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な備えを行うこと、そして、住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことなどがあります。

おもな活動としては、次のような活動が挙げられます。

① 防災知識の普及・啓発

地域の皆さんが防災に関する知識を習得できるよう、さまざまな機会を利用して防災知識の普及・啓発に取り組みましょう。

普及・啓発の方法は、講習会や広報などさまざまですが、伝える目的や内容などに合った方法を選び、継続して実施することが重要です。

また、各家庭においても災害に対する備えをしておく必要があります。家庭内の防災意識が風化しないよう、安全対策の継続的な啓発に努めましょう。

POINT

◎ 防災知識の普及・啓発のポイント

- 講習会や広報などにより、地域ぐるみで防災意識を高めましょう。
- 家具の転倒防止措置、火を出さないなど家庭内の安全対策を地域で話し合う場を計画しましょう。
- 自主防災組織内の役割分担、活動内容についてもふだんから周知しておきましょう。



ここも確認しておこう

活動のツール：啓発する内容・普及方法（例）（資料編 P. 39）

防災コラム

家庭内での防災対策

自主防災組織活動を円滑に行い災害時の被害を最小限に食い止めるには、家庭内での防災対策が重要です。ふだんから家庭内で話し合いを行うように啓発することが大切です。

※家庭内で行う防災対策

- ・ 耐震診断などの建物の安全対策について町へ相談
- ・ 家具などの転倒、落下防止対策
- ・ 避難用グッズの用意、最低限の備蓄
- ・ 住宅用火災警報器の設置、消火器の設置
- ・ 災害時における家族間での連絡方法や集合場所、避難ルートの話し合い
- ・ フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）への加入検討



ここも確認しておこう

活動のツール：家庭で行う備蓄について（資料編 P. 40）

② 災害危険箇所等の把握

地域の災害危険を把握し、起こりうる災害への認識を高めることも大切です。おもに次のような視点から、地域の災害危険箇所について確認してみましょう。



POINT

◎ 災害危険箇所の把握のポイント

- 県や町が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておきましょう。
- 「まち歩き」などを実施し、地域の危険箇所や避難ルートを確認しておきましょう。
- 避難行動要支援者の避難行動などを想定しながら、避難の際に危険が及びそうな場所などについて把握しましょう。
- 危険箇所だけでなく、消防水利の所在など災害に活用すべき地域の資源も併せて把握しましょう。

なお、把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点等と併せて、「防災マップ」などにまとめておくと、実際の災害時に役立つほか、地域の皆さんと一緒に作成することで、地域の防災意識の向上にもつながります。



ここも確認しておこう

活動のツール：防災まち歩き（例）（資料編 P. 41）

③ 要配慮者の把握

要配慮者の把握にあたっては、民生委員・児童委員とも連携を図りながら取り組む必要があります。

また、要配慮者は適切な防災行動をとることが困難となる個々の特徴があります。

そのため、避難や避難所での必要な配慮についても把握を心がけましょう。



ここも確認しておこう

活動のツール：要配慮者の特徴（例）（資料編 P. 46）

④ 資機材の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、消火、救出・救護、避難誘導などの防災活動を行うためには、それぞれの活動に必要な資機材を揃えておかねばなりません。

本町では平成 10 年から 11 年にかけて全自治会において、防災資機材の整備を支援していますが、地域の状況から備えておく資機材がほかにもないか、定期的に確認しておきましょう。

また、使い方がわからない資機材については、消防団と連携した訓練や点検の際に確認し、災害時に適切に使用できるようにしておきましょう。



ここも確認しておこう

活動のツール：防災資機材について（例）（資料編 P. 48）

(2) 災害時の活動

● 災害時はどのような活動が必要？

災害時の活動には、災害の種類や発生からの時間の推移により活動内容は異なりますが、時期に応じた的確な活動が求められます。

おもな活動は次のとおりです。

① 情報収集・伝達 《情報は正確に素早く伝達する》

災害のおそれがあるときや災害が発生した場合は、的確な対応をとるため正しい情報を素早く集め、住民に伝えることが大切です。

自主防災組織では、災害状況や避難勧告など伝えなければならない内容と、連絡ルートをあらかじめ地域ごとに定めておき、災害時には自主防災組織と町とで連絡を取り合うことが大切です。



POINT

◎ 情報収集・伝達のポイント

- 地域内の被害情報や避難状況をいち早く収集し、自主防災組織の責任者に報告します。
- 責任者は時系列に整理し、町へ地域の情報をまとめて伝えます。
- 情報は簡潔にわかりやすく伝えるよう心がけてください。
(場合によってはメモを添えるなど工夫しましょう。)
- デマやパニックを防ぐため、不確かな情報は町ホームページやラジオ、テレビで確認してください。



ここも確認しておこう

活動のツール：災害情報の入手手段（資料編 P. 49）
災害情報の内容（資料編 P. 75）

② 出火防止・初期消火 《火が出たらすぐに消火する》

地震が発生したときに恐ろしいのは火災です。同時に多発するだけでなく、道路が通行できない、消火栓が壊れて使えないなど、消防機関はふだんの火災時の活動ができなくなる可能性があります。

自主防災組織では、日ごろから地域ぐるみで火を出さないように徹底しておくとともに、火が出たらすみやかに消火活動を行います。

③ 救出・救護 《すみやかにみんなで行う》

大きな災害が発生すると建物の倒壊や落下物によって多くの負傷者が出ます。自主防災組織では、資機材を使って住民の方々を救出し、適切な応急手当を受けられるようにする必要があります。

自主防災組織だけで救出が困難な場合は、消防署に協力を要請しましょう。

また、軽傷者はできるだけ自主防災組織で手当し、重傷者も可能なかぎり応急手当を行った後に近くの医療機関や救護所に搬送します。

④ 避難誘導 《落ちついてみんなで避難する》

災害のおそれがあるときや災害が発生した場合、町長から危険地域の住民に対して避難の勧告や指示が出されることがあります。

その際は、自主防災組織が中心になって、混乱なく安全に住民全員が避難できるように避難場所に誘導します。

また、町長からの避難の勧告や指示を受ける前に、地域の状況を考慮して自主的に早期避難することも重要です。いずれの場合も、避難先、避難した住民の数などの情報は、自主防災組織から町へ連絡するようにします。

POINT

◎ 避難活動のポイント

- 避難誘導の責任者は地区内の状況と正しい情報をもとに安全なルートを選択しましょう。
- ほかの地域の方と混同しないように、自分の地域の目印になるものを携帯しましょう。
- 傷病者、高齢者、障がいのある方などの避難行動要支援者は、組織で避難を支えて、組織全員がまとまって行動しましょう。
- 持ち物は最小限にして、特段の事情がないかぎり自動車は使用しないようにしてください。
- 自主防災組織の判断で早期避難できる場合は、ためらわず避難しましょう。



⑤ 給食・給水 《水や食料はみんなで分け合う》

災害が発生したときには、電気・水道・ガスの供給が止まることもあり、食料の不足も生じます。自主防災組織では日ごろから各家庭での備蓄を勧めるとともに、自主防災組織でも食料や飲料水・釜・鍋・燃料などの備蓄が必要です。

なお、災害時に必要な備蓄は最低7日分が望ましいとされ、飲料水は1人1日3リットルが目安とされています。

災害時には、担当班を中心に炊き出しを行います。特に衛生面に配慮し、食中毒などの二次的な被害を出さないように注意しましょう。

また、食料の配布は個人のわがままを許さないように整然と配布するように心がけてください。

POINT

◎ 備蓄のポイント

- 南海トラフ巨大地震では最低7日分の備蓄が必要とされています。
- 通常の災害では3日分の備蓄が必要です。
- 飲料水は1人1日3リットルが目安となります。
- 畑の作物、井戸の水も備蓄となります。
- 地域の特性を活かした備蓄を工夫しましょう。



ここも確認しておこう

活動のツール：家庭で行う備蓄について（資料編 P. 40）

⑥ 避難所運営 《住民による自主運営が基本》

避難所運営については、町と連携して取り組みますが、住民による自主運営が基本となります。

そのため、地域の皆さんが安心して避難所生活を送れるよう、避難所開設・運営訓練を実施し、避難者の受入れ体制や運営組織の立ち上げ方、避難所における共同生活ルール等をあらかじめ検討しておく必要があります。



ここも確認しておこう

活動のツール：避難所開設・運営訓練（資料編 P. 68）

(3) 災害時に備える訓練

● 災害時に備えるためにどんな訓練をするとよい？

実際に災害が発生すると、思い通り行動をすることは難しいものです。

そのため、日ごろから繰り返し訓練を行い、防災活動に必要なスキルを身につけておくことが大切です。

また、訓練実施にあたっては、行事などと併せて実施するほか、消防団をはじめ、地域団体と合同で実施するなど、より多くの住民の参加につながるよう工夫して取り組むことも重要です。



ここも確認しておこう

関連事項：活動の参加者を増やしていくためには？（P. 12）

① 訓練の計画・準備

訓練を実施する際は、当日の訓練をどのように実施するか、どのような資機材が必要かなどについてとりまとめ、訓練計画を立てましょう。

地域団体や近隣の地区と合同で実施する場合は、必ず訓練の目的や災害時の役割を確認しながら計画を立てましょう。



POINT

◎ 訓練を計画・実施する際の留意点

- 正しい知識、技術を習得するために消防団などの指導を受けましょう。
- 訓練実施にあたっては、町に相談して届出を忘れずに行いましょう。
- 特定の災害だけでなく、地域の実情に即した訓練を実施しましょう。
- 要配慮者にも配慮した効果的な訓練内容を考えましょう。
- 短時間でも訓練を行えるよう実施方法などを工夫しましょう。
- 訓練の際には事故防止に努めましょう。
- 町や消防機関などが主催する総合防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 訓練終了後に訓練内容を見直すことも重要です。
- 近隣の自主防災組織と合同で防災訓練を行うとつながりが強くなります。



ここも確認しておこう

活動のツール：訓練時の注意事項（訓練中の事故に備えて）（資料編 P. 51）

② おもな防災訓練について

災害時に備えるおもな訓練としては次のようなものがあります。

図表 防災訓練（例）

訓 練 名	内 容
個 別 訓 練	・ 情報収集・伝達訓練 ・ 避難訓練 ・ 消火訓練 ・ 救出・救護訓練 ・ 救急訓練 ・ 給食・給水訓練 ・ 避難所開設・運営訓練 ・ 避難所体験訓練
図 上 訓 練	・ 災害に対するイメージトレーニングです。 ・ 高齢者や障がいのある方など通常の訓練に参加できない方に対して有効です。
声 か け 訓 練	・ 高齢者や障がいのある方に対して避難を呼びかける訓練です。
総 合 訓 練	・ 個別訓練によって習得した知識・技術を併せて組織の各班がお互いに連携をとり、それぞれ効果的に防災活動ができるように訓練します。

情報収集・伝達訓練

地域の被災状況、災害危険箇所の巡視結果及び避難の状況などの情報を正確かつ迅速に収集、伝達することを目標に行う訓練です。



ここも確認しておこう

活動のツール：情報収集・伝達訓練（資料編 P. 53）

避難訓練

災害に備えて地域の皆さんが安全に避難できるよう、避難所まで実際に移動し、避難行動を体験する訓練です。

避難行動要支援者の避難支援を訓練に加えると、対象となる方々の搬送方法のほか、避難所への経路や距離、所要時間、支援者の必要人数の把握にも役立ちます。



ここも確認しておこう

活動のツール：避難訓練（資料編 P. 55）

消火訓練

バケツリレー、消火器、可搬式小型動力ポンプ等による消火活動を体験し、消火用資機材の使用方法及び消火技術の修得を目標に行う訓練です。

なお自主防災組織としては、消火訓練とともに、日ごろから防火意識の向上に努め、地域ぐるみで出火防止に心がける必要があります。



ここも確認しておこう

活動のツール：バケツリレー訓練（資料編 P. 58）

訓練用水消火器訓練（資料編 P. 60）

粉末消火器による消火訓練（資料編 P. 61）

小型動力ポンプ取扱い訓練（資料編 P. 63）

救出・救助訓練

地震などの災害現場では迅速な救助、救出活動が求められるために、ふだんから救援用資機材の取扱方法や、救出方法の修得を目標に行う訓練です。



ここも確認しておこう

活動のツール：救出・救助訓練（資料編 P. 64）

救急訓練

心肺蘇生法・AED・ケガの対処、搬送方法など急病人やケガ人に対して、救急車や医師が到着するまでに行っておく応急手当の方法の修得を目標に行う訓練です。



ここも確認しておこう

活動のツール：救急訓練（資料編 P. 65）

給食・給水訓練

釜や飯ごう、大鍋などによる大人数分の調理方法や飲料水を確保する方法の修得を目標に行う訓練です。

地域行事やイベント等とあわせて実施しやすい訓練でもあります。



ここも確認しておこう

活動のツール：給食・給水訓練（資料編 P. 67）

避難所開設・体験訓練

災害時の避難所運営方法や実際に避難所での生活を体験し、避難所の円滑な運営のルールなど、必要な知識の修得を目標に行う訓練です。



ここも確認しておこう

活動のツール：避難所開設・運営訓練（資料編 P. 68）

地域主役の避難所開設・運営訓練（内閣府ホームページ）

URL : http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/gensai/pdf/hinto_web_2013_all.pdf

図上訓練

ハザードマップなど危険箇所と避難場所、自宅場所が記載されているマップを利用し、室内で災害と避難方法をイメージして災害に備える訓練です。

特に、高齢者や障がいのある方など、ふだんの訓練に参加できない方にとっては、地域の皆さんとのコミュニケーションや地域の防災を広く伝えることができ、とても有効な訓練です。



ここも確認しておこう

活動のツール：図上訓練（資料編 P. 71）

声かけ訓練

高齢者や障がいのある方が、図上訓練で行っているイメージどおり避難するために、支援者が声をかけて避難誘導を行う訓練です。

山地など避難できないケースでは、安否確認を目標に行うなど、要配慮者の方の状況に合わせた支援の把握を目標として実施します。



ここも確認しておこう

活動のツール：声かけ訓練（資料編 P. 72）

資料編

資 料 編

(目 次)

(1) 災害対策基本法（抜粋）	27
(2) 自主防災組織規約例	29
① 自主防災会規約（例）	29
② 地区自主防災組織連合会規約（案）	32
(3) 地区防災計画の概要	35
(4) 活動計画の作成手順	38
(5) 啓発する内容・普及方法（例）	39
(6) 家庭で行う備蓄について	40
(7) 防災まち歩き（例）	41
(8) 要配慮者の特徴（例）	46
(9) 防災資機材について（例）	48
(10) 災害情報の入手手段	49
(11) 訓練時の注意事項（訓練中の事故に備えて）	51
(12) 情報収集・伝達訓練	53
(13) 避難訓練	55
(14) バケツリレー訓練	58
(15) 訓練用水消火器訓練	60
(16) 粉末消火器による消火訓練	61
(17) 小型動力ポンプ取扱い訓練	63
(18) 救出・救護訓練	64
(19) 救急訓練	65
(20) 給食・給水訓練	67
(21) 避難所開設・運営訓練	68
(22) 図上訓練	71
(23) 声かけ訓練	72
(24) 災害時お助けバンク	73
(25) 災害情報の内容	75
(26) 自主防災組織の活動事例	79
① 自主防災活動計画に基づく防災活動の取り組み	799
② 自主防災活動の強化に向けた取り組み	81

資 料 編

（１）災害対策基本法（抜粋）

災害対策基本法では、基本理念、市町村の責務、住民の責務において、自主防災組織の自主防災組織について規定されています。

●基本理念【法律第２条の２第２項 概要】

国、地方公共団体等は、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進することとしています。

●市町村の責務【法律第５条第２項 概要】

自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めることとしています。

●住民の責務【法律第７条第３項 概要】

生活必需物資の備蓄や防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承など防災に寄与するように努めることとしています。

災害対策基本法（抜粋）

（基本理念）

第２条の２ 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- １ 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- ２ 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これとあわせて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- ３ 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- ４ 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できるかぎりの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- ５ 被災者による主体的な取り組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無、その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

- 6 災害が発生したときは、すみやかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係わる防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他の市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(住民等の責務)

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより防災に寄与するように努めなければならない。

(2) 自主防災組織規約例

① 自主防災会規約（例）

〇〇自主防災組会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、水害その他の災害（以下「水害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 水害等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 水害等の発生時における情報の収集・伝達、水防・消火、救出・救護、避難・誘導、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇自治会（区）内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 班長 | 若干名 |
| (4) 副班長 | 若干名 |
| (5) アドバイザー | 若干名 |

2 役員は、会員の互選による。ただし、アドバイザーは、防災に対して専門知識を有する者若しくは住民情報に詳しい者の中から、会長が指名する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、水害等の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 班長は、区民に対する啓発活動や防災活動に携わり、班活動の指揮を行う。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故のあるときはその職務を行う。
- 5 アドバイザーは、役員会に対して防災行動や住民情報のアドバイスをを行う。

（会議）

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

（総会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

（役員会）

第10条 役員会は、第6条第1項に定める者によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

（本部の設置）

第11条 水害等の緊急時において、会長は、災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置し、第12条各号の班を総括して災害対応にあたる。

（班の設置）

第12条 本会は、第4条の事項を遂行するために班を置く。

- (1) 総務情報班（災害対策本部員、災害情報の収集・伝達等）
 - (2) 水防消火班（水防活動、初期消火活動等）
 - (3) 救出救護班（負傷者の救出、応急手当等）
 - (4) 避難誘導班（区民の避難誘導、避難行動要支援者の支援等）
 - (5) 給食給水班（物資の調達、炊き出し等）
- 2 班員は、会員の中から選任する。

（防災計画）

第13条 本会は、水害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 水害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 水害等の発生時における防災活動及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、〇〇の経費をもってこれに充てる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が定める。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。

② 地区自主防災組織連合会規約（案）

〇〇地区自主防災組織連合会規約（案）

（名称）

第1条 この会は〇〇地区自主防災組織連合会（以下「本会」と言う）と称する。

（事務所の所在）

第2条 本会の事務所は〇〇自治会公民館に置く。

（目的）

第3条 本会は〇〇地区内の各自主防災組織の連携を主眼とし、防火をはじめとする防災全般に対する意識向上、自主防災組織としての活発な活動を行うことにより、地域の安心安全に寄与することを目的とする。

（活動内容）

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関する活動
- （2）災害の予防に関する活動
- （3）災害の起こる可能性がある場合、または災害発生時における情報収集と伝達、初期消火、救出救護、給食給水及び避難誘導などに関する応急活動
- （4）防災訓練の実施に関する活動
- （5）防災資機材の点検、使用方法の習得に関する活動
- （6）地区内における備蓄に関する活動
- （7）その他本会の目的達成に必要な活動

（会員）

第5条 本会は〇〇地区連合自治会に所属する各自主防災組織（各自治会）をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に下記の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| （1）会長 | 1名 |
| （2）副会長 | 若干名 |
| （3）幹事 | 若干名 |
| （4）庶務 | 2名 |
| （5）会計 | 1名 |
| （6）監査役 | 2名 |

2 役員は会員の互選による。

3 役員の任期は2年とする。但し再任することができる。

（役員の任務）

第7条 会長は本会を代表して会務を総括し、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代表 1 名が会長の職務を代行する。
- 3 幹事は幹事会の構成員となり会務の運営にあたる。
- 4 庶務会計は本会の事務及び経理にあたる。
- 5 監査役は本会の会計を監視する。

(評議員)

第 8 条 本会は役員のほかには評議員を置く。

- 2 評議員は各地区（各自治会）の情報、消火、救出救護、給食給水及び避難誘導の各班長をもって構成する。

(会議)

第 9 条 本会には幹事会及び評議会を置く。

(上郡町自主防災組織連絡協議会への参加)

第 10 条 本会は上郡町自主防災組織連絡協議会に参加し、目的を達成するための情報交換、相談、助言などを行う。

(総会)

第 11 条 総会は役員及び評議員をもって構成する。

- 2 総会は毎年 1 回開催する。但し特に必要のある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は次のことを審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 地区防災計画の作成及び改訂に関する事
 - (3) 活動計画に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) その他、総会が必要であると認めた内容

(幹事会)

第 12 条 幹事会は会長、副会長及び幹事によって構成する。

- 2 幹事会は次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべき内容
 - (2) 総会により委任された内容
 - (3) その他、幹事会が必要であると認めた内容

(地区防災計画)

第 13 条 本会は災害による被害の防止及び軽減を図るために、地区防災計画を作成する。

- 2 地区防災計画は次の事項について定める
 - (1) 組織の編成及び任務分担に関する内容（平常時、災害時）
 - (2) 防災知識の普及に関する内容
 - (3) 防災訓練の実施に関する内容
 - (4) 災害の起こる可能性がある場合、または災害発生時における情報収集と伝達、

初期消火、救出救護、給食給水及び避難誘導などに関する内容

- (5) 地区内における避難場所
- (6) 地区内の危険箇所（別途地図に記載）
- (7) その他必要な事項

（会費）

第 14 条 本会の会費は総会の決議を経て別に定める。

（経費）

第 15 条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第 16 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（会計監査）

第 17 条 会計監査は毎年 1 回監査役が行う。但し、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は会計監査の結果を総会にて報告しなければならない。

附 則

この規約は平成○年○月○日から実施する。

(3) 地区防災計画の概要

地区防災計画は、各地区の特性を考慮し上郡町が作成する防災計画では反映することのできない、共助による防災活動を推進するための計画で、地区で継続して計画できる内容であることが重要です。

町のハザードマップや防災まち歩きを通じて、地区の特性を把握し、各種訓練の成果や住民の方々の意見等も反映しながら、地域の意向を反映した計画づくりに努めましょう。

地区防災計画の項目の例（イメージ）

〇〇地区防災計画

1 計画の対象地区の範囲

上郡町〇〇地区

2 基本的な考え方

(1) 基本方針（目的）

(2) 活動目標

(3) 長期的な活動計画

3 地区の特性

(1) 自然特性

(2) 社会特性

(3) 防災マップ

4 防災活動の内容

(1) 防災活動の体制（班編成）

(2) 平常時の活動

(3) 発災直前の活動

(4) 災害時の活動

(5) 復旧・復興期の活動

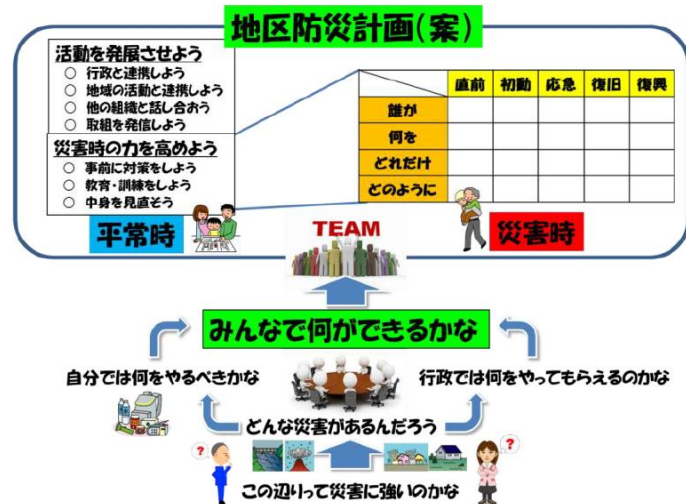
(6) 町、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

5 実践と検証

(1) 防災訓練の実施・検証

(2) 防災意識の普及啓発

(3) 計画の見直し



参考資料：地区防災計画ガイドライン（平成 26 年 3 月）

なお、国（内閣府防災担当）からは、地区防災計画には基本的に次の項目を掲載することが良いとされています。

1 各地区の特性に応じて想定される災害

例）洪水・土砂災害・火災・地震

2 防災活動の方法を記載する

(1) 平常時の活動（消防団、関係団体との連携も併せて記載）

- ・ 防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む）
- ・ 活動体制の整備
- ・ 連絡体制の整備
- ・ 防災マップ作成
- ・ 避難路の確認
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所、独自避難場所等の確認
- ・ 要配慮者の保護等地域で大切なことの整理
- ・ 食料等の備蓄
- ・ 救助技術の取得
- ・ 防災教育等の普及、啓発活動

(2) 発災直前（消防団、関係団体との連携も併せて記載）

- ・ 情報収集、共有、伝達
- ・ 連絡体制の整備
- ・ 状況把握（見回り・住民の所在確認等）
- ・ 防災気象情報の確認
- ・ 避難判断、避難行動等

(3) 災害時（消防団、関係団体との連携も併せて記載）

- ・ 身の安全の確保
- ・ 出火防止、初期消火
- ・ 住民間の助け合い
- ・ 救出及び救助
- ・ 率先避難、避難誘導、避難の支援
- ・ 情報収集・共有・伝達
- ・ 物資の仕分け・炊き出し
- ・ 避難所運営、在宅避難者への支援

(4) 復旧・復興期（消防団、関係団体との連携も併せて記載）

- ・ 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援
- ・ 行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得てすみやかな復旧・復興活動を促進

3 自主防災組織の組織表

地域コミュニティのメンバーが協力して防災活動体制を構築し、自助・共助・公助の役割分担を意識しつつ、平常時に地域コミュニティを維持・活性化させるための活動、地域で大切なことや災害時にその大切なことを妨げる原因等について整理し、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」等について地区防災計画に規定することが重要になります。

(1) 自主防災組織の組織表を作成

任期のある自治会長が役に着く場合は、任期ごとに見直しが必要

(2) 災害時の連絡体制を確立

避難時に住民の安否確認は、自主防災組織が主体で行う必要があります。先の熊本地震でも、公的避難所への避難と自主避難とでは救援物資の配給が異なっていました。これは、差別された訳ではありませんが、誰がどこに何人避難しているかなどの情報が、支援する側にきちんと伝わっていなかったためです。

各地区でどのように住民の避難状況を確認し、誰が町へ連絡を行うのか、救援物資はどこに誰が窓口となるのか、必要な物資を誰が住民に聞くのかなど、各地区独自の災害時の連絡体制を確立しておく必要があります。

4 防災訓練の実施と検証

町と連携した防災訓練のみならず、地域独自で計画した防災訓練を実施する必要があります。計画しても実際に訓練をしていなければ、災害時に対応することは不可能だからです。

また、訓練を実施した後には訓練結果の検証を必ず行います。良好に終わったと検証できれば、次はステップアップした訓練を計画することができますし、反省点があればそこを弱点と位置づけて、次の訓練では強化できる内容を組み立てます。

5 あくまでも地域の実力にあった計画が必要

町が主催した防災訓練や関係機関と合同で行う訓練は、周囲のサポートもあり概ね順調に行うことが可能となっています。

ですが、地域内独自で行う訓練は地域の実力に合った内容で組み立てないと、ついでこれない住民をつくる結果となり、逆に自主防災活動を衰退させる要因となるケースもあります。

地区防災計画の作成には、前項の 1 から 5 までの事項を、わかりやすくまとめる必要があります、町から「地区防災計画の素案」を配布する予定ですので、新たに作成する場合は参考にしてください。

(4) 活動計画の作成手順

手順①：班ごとに検討会を開催し、できるだけ多くの意見を出してもらいます。

(班ごとに検討することで活動の漏れをチェックすることができます。)

- ・活動の実施時期も含め考え付くことを箇条書きにし、時系列に並べて整理すれば、大まかな年間計画になります。
- ・各活動の関連作業（会議日程や雨天等の予備日など）も含めて整理を行います。

手順②：出て来た意見をテーマごとに整理し、優先順位をつけます。

- ・緊急性や重要性のような基準を設けると協議が進み易くなります。

手順③：整理された意見をもとに活動状況から時間的制約、予算、活動主体などの要素を加味して活動計画を作成します。

図表 年間活動計画、中・長期計画の活動目標例

年間活動計画の一例

3月：自主防災組織連合会協議
 4月：役員会、年間計画の決定
 5月：総会、防災研修会
 6月：班会議、防災講習会
 7月：総合防災訓練、地域の防災訓練
 8月：準備
 9月：総合防災訓練への参加
 10月：地域の防災訓練実施
 11月：高齢者宅訪問
 12月：年末警戒、防災資機材庫点検
 1月：防災講演会（1.17）個別訓練
 2月：1年間の反省（役員会）
 3月：新年度計画案作成

中・長期計画の一例

（目標）

1年目：防災知識の普及・啓発
 2年目：家庭内対策の徹底・調査
 3年目：地域の危険箇所の確認
 4年目：避難訓練の重点実施
 5年目：近隣組織との連携強化

（行動計画）

1年目：防災知識の普及・啓発
 4～6月：防災研修会、講習会
 7～10月：啓発用チラシ作成
 11～1月：年末警戒、防災講演会
 2～3月：活動の見直し、計画

◎ 活動計画を作成する際のポイント

- 段階的に活動目標を修正しながら活動レベルの向上に努め、地域の防災活動について継続的に取り組む姿勢で検討しましょう！
- 年間計画に特徴をもたせるために、年毎の重要項目（目玉になる活動）を決めることも工夫のひとつです。

（５）啓発する内容・普及方法（例）

以下の啓発する内容や普及方法を参考に、地域の状況や普及啓発を行う住民に合ったテーマや普及方法を組み合わせて、防災知識の普及啓発に取り組みましょう。

例えば高齢者の集う場や子育て家庭が集まる機会など、ターゲットを決め、地域のちょっとした集まりの中で簡単なお知らせや意見交換などを行うことでも、防災意識の向上につながります。

◎ 啓発する内容（テーマ例）

- ・ 自主防災組織の役割と活動内容
- ・ 身近な火災予防対策（消火器・住宅用火災警報器の設置など）
- ・ 風水害への備え、地震発生時の心得、応急手当、AED の利用方法など
- ・ 災害に備えた家庭内防災対策（家具の固定、備蓄等の準備）
- ・ 要配慮者への対応
- ・ 風水害や地震などに関する知識
- ・ 過去の災害の状況や教訓
- ・ 町から提供される災害情報
（避難所や危険箇所が記載されたハザードマップなど）
- ・ 地域内の危険箇所、防災資機材の場所と使用方法

◎ 普及方法（例）

- ・ 地域の集まりやすいイベントや行事に防災に関する内容を盛り込む
- ・ 町や消防機関などの講演会や研修会に参加する
- ・ 地区防災計画や地域版ハザードマップの内容について勉強会を行う
- ・ 被災地の現状を良く確認し災害の脅威と自主防災の重要性を認識する
- ・ 防災知識が向上するパンフレットを作成し回覧や配布を行う

(6) 家庭で行う備蓄について

1 備蓄の基本は最低3日間（南海トラフ巨大地震では7日間）

家庭で行う備蓄は、最低3日間分が必要となっています。南海トラフ巨大地震時の備蓄は、最低7日間分が国からの推奨される備蓄量となっています。

例えば飲料水の場合、大人が1日に必要とする水は約3リットルで、仮に4人家族の場合では12リットル～最大84リットル必要とされています。



- ・飲料用の井戸水がある場合は、近所で助け合う
- ・水だけでなく小ぶりの野菜ジュースパックも一緒に保管する
- ・84リットルは無理でも12リットル（2リットル6本）は確保

2 食料はレトルト・缶詰がベスト キャンプ用のコンロも便利

備蓄の食料については、支援物資が届くまでの最低限の栄養が確保できるよう、レトルト・缶詰などを家族で必要と想定した品目や数量決めて備蓄しましょう。

畑で作物をつくっている場合は、それらで十分備蓄となるケースもあります。

また、レトルト食品や缶詰は、茹でる必要があったり、火をとおした方がよい食品もありますので、キャンプ用のコンロやカセットコンロなどが利用できるようにしておくことも重要です。

- ・ラップやアルミホイルはお皿に巻くと食器を洗う必要がない
- ・トイレなどの水はお風呂の残り湯を利用できるようにしておく
- ・万一のために水道水をポリタンク2つほど備蓄しておくとう便利

3 家庭の備蓄については家族で話し合っておく



家庭で行う備蓄は、家族できちんと話し合っておきましょう。せっかく備蓄用に購入していた水を、知らずに誰かが飲んでしまうこともありますし、家族の中にアレルギー体質の方がいる場合は尚更です。

備蓄の話は、災害時の避難場所や連絡方法などについて、家族と一緒に考える良い機会となります。是非家族で話し合うようにしてください。

(7) 防災まち歩き（例）

地震や風水害によるがけ崩れ、川の氾濫など地域内でどのような災害が発生するのかを想定しながら、ハザードマップを片手に防災設備や危険箇所の確認、避難場所の確認を行う訓練です。

災害時の安全な避難判断、避難方法を検討し周知することを目標に行います。

必要人数

2人、3人から（電話連絡だけなら）

必要なもの

緊急連絡網・電話（できれば携帯電話）

地区の詳細な地図（住宅地図や防災用地図など）

進め方

- 1 参加者の方に集ってもらい、どのルート进行调查するか、グループの場合はグループごとでの役割などを決めてください。
また、集計用の用紙（白地図）と筆記用具を配ります。
- 2 準備ができたら実際に地域を調査しましょう。災害時に危険な場所や、防災上役に立つ人・モノ・場所を探し、地図などに記入しましょう。さまざまな角度や視点から地域を見て回しましょう。
- 3 地域の調査が終了すれば、記入した項目を整理しましょう。
グループに分かれている場合は、発表形式にしてもおもしろいと思います。
- 4 最後に調査した内容を整理し、マップを完成させます。



(参考) まち歩きチェックリスト

災害が発生した時に、地域内で被害が起こりそうな所をまち歩きと合わせて確認しましょう。チェックリストの空欄には、地域独自のチェック項目を入れてみましょう。
また、まち歩きで気づいたことを「気づきメモ」に書き留めておきましょう。

● 河川氾濫

氾濫しやすい区域を把握することで、氾濫した時の被害の大きさが判断でき、早めの避難に役立ちます。

No.	項 目	✓
1	土地が河川の通常の水位より低い	
2	河川カーブの外側となる護岸が低い	
3	河川護岸にひび割れ、欠損、剥離（はくり）などの損傷がある	
4	河川護岸が途切れた箇所があり、川の増水で越流する	
5	空石積形式の堤防裏の地面が沈下している	
6	河床に土砂が堆積して水の流れを妨げ増水時に越流のおそれがある	
7	河床に草木が繁茂し水の流れを妨げ増水時に越流のおそれがある	
8	機能できないと思われる堰・樋門・水門がある	
9	橋脚の間隔が狭く流木などが引っかかりやすい橋がある	
10	雨が降ると溢れやすい箇所がある	
11	過去に氾濫した箇所がある	
12	流域の川の近くに民家が多い	
気づきメモ		

● 土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）

土砂災害の起こりやすい箇所などを確認し、安全かつ早めの避難に役立てましょう。

No.	項 目	✓
1	が け 崩 れ	「土砂災害防止法の指定区域」や「急傾斜地崩壊危険箇所」がある
2		上記以外にがけ崩れのおそれがある箇所がある
3		「土砂災害防止法の指定区域」に未対策のがけがある
4		のり面に突出した高い樹木がある。（強風で斜面が緩む）
5		斜面にある道路や水路が傾いたり変形している
6		がけの中間や頂上に割れ目がある
7		がけの下に大小の石が落ちている
8		雨が続くとがけから水が湧きだす
9		過去にがけ崩れがあったが、未対策の箇所がある
10		急傾斜地の石垣や擁壁などにひび割れ、傾きなどの損傷がある
11		のり枠工・擁壁工などのがけ崩れ対策工にひび割れなどの損傷がある
12		がけの中間や頂上から岩が突き出ている

No.	項	目	✓
13		がけの上の水はけが悪い	
1	土 石 流	「土砂災害防止法の指定区域」や「土石流危険渓流」がある	
2		上記以外に土石流のおそれがある箇所がある	
3		「土砂災害防止法の指定区域」に未対策の渓流がある	
4		渓流の上流にがけ崩れや裸地がある	
5		谷の出口に土石や流木が引っかかりやすい橋梁などがある	
6		渓流の底に土砂が堆積している	
7		過去に土石流が発生し未対策の箇所がある	
8		砂防堰堤が満砂の状態である	
9		民家付近で川の屈曲が多い	
1	地 す べ り	「土砂災害防止法の指定区域」や「地すべり危険箇所」がある	
2		上記以外に地すべりのおそれがある箇所がある	
3		過去に地すべりが発生したまま未対策の箇所がある	
4		樹木が不自然に傾いたり、曲がっている箇所がある	
5		沢や井戸の水、湧水が濁ることがある	
6		地面にひび割れがある	
気づきメモ			

● 浸水災害（豪雨）

浸水しやすい箇所などを確認し、安全な避難に役立てましょう。

No.	項	目	✓
1		ガードパイプなどの柵や欄のない水路や側溝がある	
2		ガードパイプなどの柵や欄のない橋梁がある	
3		浸水時、道路との境界が分かりにくい水路や側溝がある	
4		豪雨により蓋が外れやすいマンホールがある	
5		土地が低く浸水しやすい箇所がある	
6		浸水すると歩道と道路の段差が分かりづらい箇所がある	
7		大雨で川のようになる傾斜路がある	
8		アンダーパスや地下道があり浸水時通れなくなるおそれがある	
9		水はけの悪い土地がある	
10		側溝や水路に雑草が繁茂し、ゴミが溜まっている	
11		防潮堤にひび割れ、欠損、剥離などの損傷がある	
12		フラップゲートが破損している	
13		過去に豪雨で浸水した箇所がある	
気づきメモ			

● 強風・地震（液状化）

地震と強風（台風・季節風など）に対する備えは共通するものが多いです。注意が必要な箇所を把握し、安全な避難に役立てましょう。

No.	項 目	✓
1	ガラスの破損・飛散のおそれのある建物がある	
2	ベランダなどから落下物のおそれのある住宅がある	
3	落下や飛ばされるおそれのある広告物がある	
4	風当たりの強い場所に老朽化した建造物がある	
5	昭和 56 年以前に建築された（新耐震基準を満たさない）建物が多い	
6	倒壊して道路を塞ぐおそれのある建造物（道路閉塞建物）がある	
7	ガスボンベなどが固定されていない	
8	自動販売機が固定されていない	
9	路地などに転倒防止策をしていない高いブロック塀がある	
10	ブロック塀にひび割れ、欠損、剥離などの損傷がある	
11	土地が埋め立て地である	
12	土地が中州である	
13	造成前は窪地や水田だった	
14	大きな川の沿岸であり、特に氾濫常襲地帯である	
15	採掘場跡地の埋戻し地である	
16	過去に液状化が発生した箇所がある	
気づきメモ		

● 火災

地域で放火や地震等による火災を防止するため、燃えやすいものなどが置いてある場所を確認しましょう。

No.	項 目	✓
1	ゴミステーションが設置されていない	
2	家屋の周囲に燃えやすいものがある	
3	施錠していない倉庫がある	
4	日当たりのよい場所に可燃物とともに水の入ったペットボトルが置いてある	
5	家屋が密集している	
6	道が狭く緊急車両の近づけない地域がある	
7	地域の山林にキャンプ場がある	
8	野焼きや焚火をする習慣がある	
気づきメモ		

● その他の確認項目

地域で放火や地震等による火災を防止するため、燃えやすいものなどが置いてある場所を確認しましょう。

No.	項 目	✓
1	公衆電話の位置を把握している	
2	AED の設置箇所を把握している	
3	地域近辺の病院とその種類を把握している	
4	防災備蓄倉庫の位置を把握している	
5	飲料水兼用型防火水槽の位置を把握している	
6	生活用水に利用できそうな溪流、井戸がある	
気づきメモ		

(8) 要配慮者の特徴（例）

要配慮者が災害時に遭遇する支障やニーズは、対象となる要配慮者によって異なります。

以下の表を参考に、それぞれの状態に応じた必要な支援を理解しておきましょう。

また、周囲の人々の不理解により支障が生じることもあるので、地域での要配慮者への理解も必要となります。

図表 要配慮者の特徴（例）

区分	要配慮者の特徴	災害時に必要な支援（例）
ひとり暮らし高齢者等	○ 基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合があります。	○ 災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要です。
（寝たきり） 要介護高齢者	○ 食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できないことがあります。	○ 災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要です。 ○ 避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがあります。
認知症高齢者	○ 記憶が抜け落ちたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがあります。	○ 災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要です。
視覚障がいのある方	○ 視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合があります。	○ 災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要です。
聴覚障がいのある方	○ 音声による避難・誘導の指示が認識できないことがあります。	○ 補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要です。
肢体不自由の方	○ 体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多くあります。	○ 災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要です。
内部障がいのある方	○ ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなくみえることが多いですが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要です。	○ 避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題があります。 ○ 避難所での継続治療できなくなる傾向があり、治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要です。
知的障がいのある方	○ 緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺がみられる場合があり、自分の状況を説明できない人もいます。	○ 気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどがが必要です。

区分	要配慮者の特徴	災害時に必要な支援（例）
精神障がいのある方	○ 多くの人は自分で判断し、行動できますが、精神的動揺が激しくなる場合があります。	○ 気持ちを落ちつかせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要があります。 ○ 自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となります。
乳幼児・児童	○ 年齢が低いほど、養護が必要です。	○ 緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要です。 ○ 被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる場合があります。
妊産婦	○ 自力で移動できる人が多いですが、素早い避難行動は困難となります。	○ 精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる場合があります。
外国人	○ 日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できない場合があります。	○ 日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要です。 ○ 母国語による情報提供や相談が必要です。

参考：災害時要援護者対策ガイドライン（日本赤十字社）

(9) 防災資機材について（例）

目的ごとに地域で備える防災資機材として、おもに次のようなものが挙げられます。

目 的	防 災 資 機 材
情報収集・伝達用	携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、電池メガホン、紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具等として）等
初 期 消 火 用	消火器、水バケツ、防火衣、ヘルメット、鳶口 等
水 防 用	土のう袋、ブルーシート、シャベル、スコップ、ツルハシ、かけや、くい、ゴム手袋、救命胴衣、救命ボート 等
救 出 用	エンジンチェーンソー、バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、かけや（ハンマー）、ロープ、防災・防塵マスク 等
救 護 用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベット 等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、投光機、強力ライト、寝袋、簡易トイレ 等
給 食 ・ 給 水 用	炊飯装置、鍋、コンロ、ガスボンベ、給水タンク、飲料用水槽 等
そ の 他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話用充電器 等

1 防災資機材の確認

いざという時に利用できるよう、機材一覧を整備し、日ごろから自主防災組織で防災資機材の確認をしましょう。

2 防災資機材の補充

確認が完了したら、自治会内で想定される災害を話し合い、自治会（地区）で必要なものを洗い出したうえで、補充するようにします。

なお、補充の際は、地区で購入するほか、町からの補助を受けることのできる場合もありますので、自主防災組織の代表の方から町へ相談してください。

3 防災資機材の点検は必ず行う

せっかく補充しても普段から点検をしておかなければ、災害時に使用できない道具もあります。資機材の点検は、あらかじめ責任者を決めて、災害に備えて定期的に行うしくみをつくっておきましょう。

4 防災資機材の取扱方法について

資機材の取扱に不慣れな場合は、消防団の方などを通じて、取扱に十分慣れている方から指導を受けるようにしましょう。取扱説明を受けることも、地域の大切な防災訓練になります。

(10) 災害情報の入手手段

災害時には、いち早く正確な情報を得ることが重要です。テレビ（ケーブルテレビ）、ラジオ、屋外拡声器、緊急速報メール、町ホームページ、ツイッター等の SNS、広報車・消防団による広報などの情報源がありますので、積極的に活用しましょう。

1 テレビから入手

地上デジタル放送テレビのデータ放送を通じて、気象情報・雨量情報・水位情報のほか、町が発信する避難勧告や避難所開設などの情報をいち早く見ることができます。

簡単なリモコン操作（リモコンの「d」ボタンを押す）で防災情報を確認することができますので、確認方法を覚えておきましょう。

○ NHK 総合 1ch（神戸放送局）

○ ケーブルテレビ 11ch（姫路ケーブルテレビ(株)えんしんネット）

※ケーブルテレビは、加入者のみ



2 パソコン・携帯電話・スマートフォンから入手

インターネットや携帯電話・スマートフォンのメール機能を利用し、災害情報はじめ、気象情報や危険箇所の情報を確認することができます。

(1) 上郡町ホームページ

町内の災害情報はじめ、気象観測情報、水位情報などを確認することができます。

URL を入力：http://www.town.kamigori.hyogo.jp/cms-sypher/www/ec_top.jsp

(2) 上郡町災害対策本部ツイッター

災害時に緊急情報を発信します。

URL を入力：<https://twitter.com/bousai6>

(3) 兵庫県 CG ハザードマップ

平常時は、県内の洪水、土砂災害、ため池などの危険箇所の確認、災害時には気象情報はじめ、地域別土砂災害危険度や河川の水位情報などを確認することができます。

検索サイト： → → 「兵庫県 CG ハザードマップ（地域の風水害対策情報）」を選択

URL を入力：<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

(4) 千種川の水位情報

県の千種川流域河川情報システム「水守り」では、千種川流域に設置された監視カメラの映像や水位情報などを確認することができます。

町公式ホームページ：トップページの『緊急・災害情報』の『千種川河川情報』を選択

URL を入力：<http://www1.winknet.ne.jp/~kasen01/pc.html>

(5) ひょうご防災ネット

ひょうご防災ネットは、防災行政無線、広報車等の既存の情報伝達手段に加えて、携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、県や町から緊急情報(地震・気象情報・土砂災害警戒情報)、避難情報などを発信するシステムです。

携帯電話のメールアドレスを登録すると、緊急情報やお知らせ情報、気象情報、火災情報がメールでお知らせします。

携帯からの登録は、下記アドレスをご覧ください。

<http://bosai.net/kamigori/>

(6) 緊急速報メール

携帯電話には緊急速報メールが届くように設定されています。

機種によっては、購入後に自身で受信設定する必要がある機種もありますので、特に高齢者の携帯電話は近くの方が機種を確認してあげてください。

3 屋外拡声器から入手

町内の各所に屋外拡声器を設置しており、一度に多くの方へ災害情報を伝えることができます。また、町からの災害情報だけでなく、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による国から発信された緊急地震速報や国民保護情報なども放送されます。

※屋内に居る場合、屋外拡声器の音が聞き取りにくい場合があります。

もし、何か放送が聞こえた時は、すぐにテレビや町のホームページなどを確認してください。

4 その他の情報伝達手段から入手

(1) 町内設置雨量計情報

町内7箇所に設置しています雨量計の観測データを電話で確認することができます。

TEL : 0791-52-6021

(2) その他民間の防災情報

例えば Yahoo! Japan 防災速報など、サイトへの利用登録やアプリケーションをダウンロードすることで、さまざまな防災情報や避難所などの情報を提供しています。

(11) 訓練時の注意事項（訓練中の事故に備えて）

1 訓練中に起こる事故も想定しておく

防災訓練では、訓練中に事故を起こさないようにすることは重要ですが、細心の注意を払っていても起こってしまうのが事故です。

万一の事故に備えて各種保険に加入することも重要な予防策となりますので、活用できる保険をご紹介します。

◆ 事故を起こさないための工夫

- ・ ヘルメットや手袋は必ず着用し、ケガをしにくい服装で参加する
- ・ 火気の取扱や資機材の取扱にも十分注意する
- ・ 訓練会場周辺の状況にも注意する
- ・ あらかじめ、どのような行動が危険となるか話し合っておく
- ・ 参加者は無理をしない、主催側は無理をさせない

防災訓練を計画する段階で、ケガをする可能性が少しでも低くなるように、できるだけ多くの人数で危険予知について話し合っておくことも大切です。

◆ それでも事故が起きてしまったら・・・

万一の事故に備えて、ボランティア保険に加入しておくことで安心して訓練することができます。

大勢で行う活動には、保険に加入しておくことはとても大切なことです。

少額で補償してくれる保険もありますので、よく話し合っておきましょう。



◎ 兵庫県ボランティア・市民活動共済

保険内容	
ボランティア活動中の事故を補償するもので「傷害補償・賠償責任補償・死亡見舞金」がセットになった保険です。	
加入対象者	兵庫県社会福祉協議会及び各市区町社会福祉協議会に登録された団体、個人ボランティアに限られます。
掛け金	1名 500円
補償期間	翌年3月31日
問い合わせ先	上郡町社会福祉協議会 52-2910

◎ 兵庫県ボランティア活動等行事用保険

保険内容	
1 日行事で活動中の事故を補償するもので「傷害保険・賠償責任保険」がセットになった保険です。	
加入対象者	・ 行事主催団体（兵庫県社会福祉協議会及び各市区町社会福祉協議会に登録されたボランティア・市民活動団体） ・ 被保険者（補償の対象） 傷害保険：行事主催団体が主催する行事の参加者等 賠償責任保険：行事主催団体
掛け金	会合や講習会など：1 名 50 円 消火訓練や避難訓練などの防災訓練：1 名 207 円 ※宿泊を伴う行事は掛け金が変わります。
補償期間	詳細は問い合わせにて確認
問い合わせ先	上郡町社会福祉協議会 52-2910

◎ 防火防災訓練災害補償等共済制度

保険内容	
町や自主防災組織などが行う防火防災訓練において、訓練参加者が訓練に起因する事故により傷害を受けた場合に、町等が行う補償等に対して、てん補金を支払う制度です。	
対象者	町もしくは消防署へ訓練計画を届出し、町が認めた自主防災組織が主催する防火防災訓練
補償期間	詳細は町に問い合わせ
問い合わせ先	上郡町住民課 52-1115

◎ 消防団員等公務災害補償制度

保険内容	
消防団員や民間協力者の方が、火災や風水害などの災害活動に従事し、病気や負傷をしたり、亡くなった場合には、消防団員や民間協力者の方又は遺族の方にその損害補償を行う制度です。	
対象者	消防団員及び民間協力者の方（※消防団員と民間協力者では、対象となる従事内容等が違います。）
損害補償の種類	療養補償、休業補償、傷害補償年金、傷害補償、介護補償、遺族補償
問い合わせ先	上郡町住民課 52-1115 ※制度の詳細は、消防団員等公務災害補償等共済基金のホームページをご覧ください。 http://www.syouboukikin.jp/intro/intro03.html

(12) 情報収集・伝達訓練

地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果及び避難の状況などの情報を正確かつ迅速に収集、伝達することを目標に行います。

最低人数

2人、3人から（電話連絡だけなら）

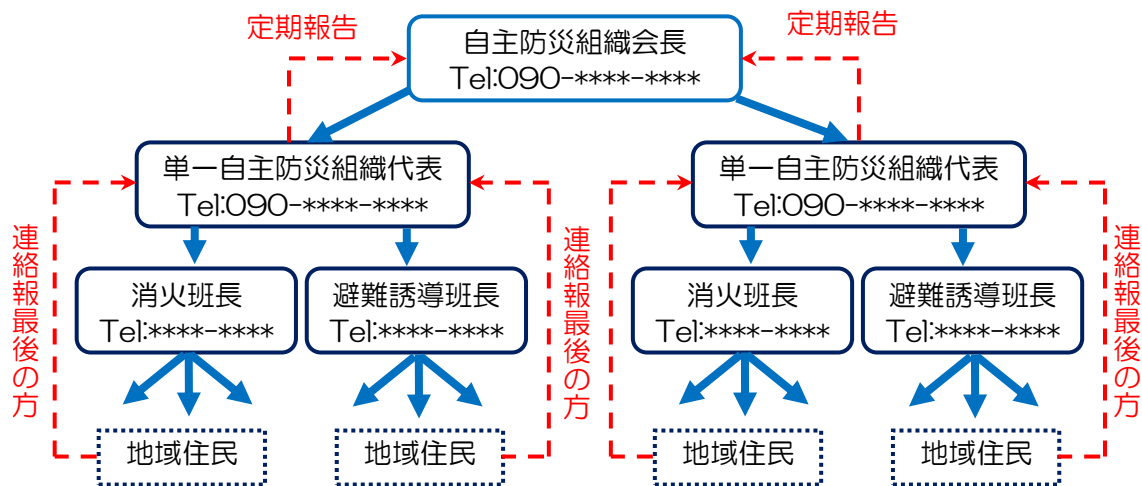
必要なもの

緊急連絡網・電話（できれば携帯電話）

地区の詳細な地図（住宅地図や防災用地図など）

連絡網の作成

- 1 緊急連絡網を整備します。



◎ 連絡網を作成する際のポイント！

- 次の伝達先の家の場所を地図で確認しておきましょう！
（電話が通じないなどで、徒歩で連絡する必要もあります）
- 最後の住民の方は、伝達された内容と伝達時刻を単一自主防災組織の代表に折り返し、連絡します。
- あらかじめ、連絡する際の決まりごと（ルール）を話し合っておきましょう！

- 2 情報収集する内容の概略を定めておきましょう。

例：現場の住所・目標・現場の状況・負傷者の有無と程度・今後予想される状況・現在の措置・通報者・避難所の避難者数・避難状況など

【情報収集内容の一例】

報告内容	連絡先	受信者	報告時刻	発信者 (通報者)	報告手段
	情報収集班	〇〇班長	9/11 17:00	上郡 三郎	文書
現場の住所・目標					
現場の状況					
負傷者の有無と程度					
今後予想される状況					
現在の措置					
避難所の避難者数					
避難状況					

訓練の進め方

- 1 模擬情報を与えます。(例：〇時〇分、大雨で〇〇川が決壊するおそれがあり、〇〇町と△△町に避難勧告が発令されました。地域の住民の方は〇〇小学校まで避難してください。など)
- 2 地域の緊急連絡網をもとに情報を伝達しましょう。次の連絡先が留守などで電話に出なかった場合はその次の方へ連絡します。この時、次の人に、前の人と連絡が取れなかったことを合わせて伝え、その情報を最後の人まで伝えます。
- 3 最終的に伝達された模擬情報が、どの程度正確に伝達されたかを確認します。例で挙げた緊急連絡網の場合には、連絡網最後の住民の方が、地区のブロック代表に連絡を受けた内容、かかってきた時間などを報告します。連絡が取れなかった人の情報も伝えます。
- 4 ブロック代表は、定期的（10～20分おきなど）に自主防災組織会長へ伝達できた人数、伝達できなかった具体的な場所（名前）を伝えます。
- 5 最終的に、あらかじめ決めておいた時間がきたら終了します。自主防災組織会長は、集計に基づいて後日結果を発表し、改善点などがあれば皆さんで話し合います。

(13) 避難訓練

災害に備えて地域住民が安全に避難できるように、訓練並びに避難所開設や運営訓練を実施することで地域の交流が生まれ、災害時の避難がスムーズになってきます。

また、要配慮者対策も含めて訓練を行うことで一人ひとりに合わせた搬送用具、搬送方法などがわかるので災害時に役立ちます。

実際に地域内を避難することで搬送用具に合った経路、距離、所要時間及び支援者の必要人数を把握することも目標に行います。

必要スタッフ

避難者、要配慮者（役）以外はスタッフとなります。

交通事故が起きないように、車の多い箇所や横断歩道にもスタッフは必要です。

消防署、消防団、警察にも事前に相談し、協力を求めましょう。

必要なもの

搬送用具（担架、車椅子、リヤカー、毛布、竹竿など）

救急箱・AED

道路使用許可証（※道路において消防、避難、救護などの訓練を行う場合は、警察署長の許可を受ける必要があります。）

※そのほか、避難所開設・運営訓練や宿泊訓練等を併せて実施する場合は、次のような備品を用意します。

●避難所運営：（避難者名簿、筆記用具など）

●宿 泊 訓 練：（寝具（毛布など）、ダンボール箱、炊き出し道具及び材料、非常食、水（ペットボトル））

訓練の進め方

- 1 災害発生により緊急連絡網や直接ハンドマイクで避難勧告を伝達します。参加者は隣保単位ごとに各世帯の安否を確認したのち、各自の非常用持出袋を持って、一時避難場所へ集合します。人員確認ののち、避難所へ移動します。

（避難誘導班、要配慮者の支援者、救出班、救護班など）

- 2 災害発生により避難所に集合し、情報収集並びに避難所の開設、炊き出しを開始します。

（運営等本部班、避難所班、炊き出し班など）

- 3 宿泊訓練には、家族で参加するのが望ましいですが、震災経験のない子どもたちだけの参加でも可能です。限られた食事、水、寝具及びスペースで生活することを基本とします。楽しんで行えるように軽い運動やゲームをするのも良いでしょう。

また、防災講話、消防訓練などを併せて実施しても良いでしょう。

（本部班、避難所班、炊き出し班など）

- 4 要配慮者の避難について、家族だけで避難できない場合は、地域で支援する必要があります。搬送用具（車椅子など）は各自で用意するのが基本です。

日ごろからのお付き合いで避難行動要支援者の状態を把握し、どんな搬送用具が必要か確認しましょう。

事前準備・訓練の実施のポイント

1 打合せ会議（計画書の作成）

- ・どんな災害が考えられるか？
- ・災害によって避難しなければならない地域はどこか？
- ・避難経路は？（1つだけでなく、安全な代替避難経路も検討しましょう）
- ・避難所の開設及び運営は？
- ・どこに協力依頼するか？（協力団体などにも会議に出席してもらいましょう）
- ・宿泊訓練をする場合、その内容は？

2 役割分担

- ・本部班、避難誘導班、要配慮者の支援者、炊き出し班、避難所班、救出班、救護班などを決めておきます。

3 協力依頼

- ・小学校（避難所、場合によっては中学校）、各自治会
- ・町の防災担当、警察署（道路使用許可のほか避難訓練の手伝いなど）
- ・社会福祉協議会（他に地域内の福祉施設）、民生委員・児童委員、消防団、消防署

4 訓練の実施

- ・避難訓練では、避難場所に到着できる時間にバラつきがあるので、みんなが集まるまでの間にやることを計画しておきましょう。
- ・避難誘導は、参加者の誘導・確認をしますが、実災害では自らも逃げることを念頭において行動することが必要です。
- ・避難場所まで漫然と歩くだけでなく、みんなで危険な所はないか、車椅子やリヤカーが通れるかなど、避難経路を点検しながら歩きましょう。
- ・子どもたちが参加する宿泊訓練は、特に安全に注意し、保護者とすぐに連絡できるようにしておきましょう。



図表 風水害避難訓練 実施スケジュール（例）

時間	進行内容	訓練内容
9:30	訓練開始	訓練開始：避難勧告の発令 （スタッフがハンドマイク等を使って周辺住民に広報）
9:35	避難開始	数世帯の隣保単位で集合し、安否確認後、避難経路により避難所へ避難開始 要配慮者の移動支援（車椅子・キャリアカー）
10:00	到着・点呼	避難所に到着したら、避難所スタッフに報告（または避難所受付名簿に登録）
10:10	各種訓練・イベント	避難所にてイベント（防災講話、非常用持出品の説明、土のう・簡易水のうづくり、応急手当）、炊き出し訓練
11:05	講評	講評
11:10	解散	解散・炊き出しの試食

※炊き出し訓練では衛生面に十分配慮し、食中毒などの二次災害が発生しないように注意しましょう。

※避難ルートにおいて、車椅子などが安全に通行できるか、危険な箇所がないか、確認しながら避難することも大切です。



(14) バケツリレー訓練

小型動力ポンプなどがない場合の消火方法として、バケツリレーについて学ぶことを目標として行います。また、消火方法を学ぶだけでなく、災害時に住民同士で協力することの大切さを実感できる訓練でもあります。

必要なもの

(品 目)	(数 量)
水源（プール、組立水槽など）	・・・ 1つ
的を乗せる台車	・・・ 1セット（競技時は2セット）
水を入れる容器（バケツなど）	・・・ 多数（10個以上）
バケツリレーの的	・・・ 1セット（競技時は2セット）

〔基本的な準備例〕



（画像出典：兵庫県作成「防災訓練はじめての一步！」より）

訓練の進め方

1 競技形式（運動会でもやってみましょう）

バケツリレーを2チームで同時に行う競争方法です。バケツ、ボール、やかん、レジ袋など、何でもあるものを使います。

的（まと）としては、ビーチボールを入れた空のドラム缶（天蓋が取り外せるもの）を用意し、これを水でいっぱいにしてビーチボールを外に落とすなど、小さな子どもたちも参加できる工夫をしてください。

競技形式は盛り上がりやすい反面、「夢中のあまり動作が雑になる」、「安全管理がおろそかになりがち」などの欠点もあるので、事故やケガには十分に注意をしておく必要があります。

2 その他の工夫

バケツリレーは、「的（まと）まで水を運ぶ」という作業を全員で行う訓練です。全員が意識を集中できるように、資機材は可能ならば「火災をイメージできるもの」「楽しめるもの」を準備しましょう。「楽しめるもの」は飽きさせることを防ぎ、意識を集中してもらう工夫のひとつです。

並び方について

それぞれ一長一短があります。訓練参加者の状態（人数や熟練度）により、どの並び方にするのか選択してください。

1 一列リレー

- ・ 約 1.5mの間隔で一列に並び、水源から火元までバケツをリレーします。
- ・ 空バケツを運搬する人員は送水側人員の 1/5 程度とします。
- ・ 欠点は背中側が見えないこと。必要に応じ安全監視担当者を配置しましょう（例えば、列が道路横断する場合など）。



2 千鳥リレー

- ・ 一列リレーの応用例。
- ・ 一列リレーを一人ずつ交互向かい合わせになることで、お互いに相手の背中側の安全確認ができる方法。
- ・ 欠点は人が並び終わるのに少し時間がかかること。



3 二列リレー

- ・ 人数が多い場合に行う方法。
- ・ 送水側、返送側の二列が背中合わせに並び、それぞれが安全確認しながらバケツをリレーする方法（向かい合わせに並ぶと、安全確認が背中越しになり困難になります）。間隔は片手間隔（約 1m）が目安です。ただし人数が少なめの場合、送水側を約 1m 間隔で配置し、残った人数で返送側（空バケツ）を担当します。



（画像出典：兵庫県作成「防災訓練はじめての一步！」より）

(15) 訓練用水消火器訓練

詰め替えが比較的容易で繰り返し使用できる訓練用水消火器を利用し、実際の消火器と同じ操作方法で、消火器の取り扱い方を学ぶことを目標に行います。

的あてゲームなど、子どもたちとも一緒に実施できる訓練です。

必要なもの

(品 目)	(数 量)
訓練用水消火器	30 (詰め替え可能な場合は 15 本)
エアーコンプレッサー	1
コードリール (延長コード)	1
水槽 (蛇口からでも可能)	1
消火器カットモデル	1 (あれば)
水消火器用の的 (まと)	1 セット

訓練の進め方

1 事前説明

「消火器のカットモデル」(消防署に相談しましょう。)などにより、消火器の構造や使用方法、粉末消火器や強化液消火器の特徴などを事前に説明します。

【強化液消火器】

- ・薬剤が霧状に放射され火を消します。
- ・水系なので、冷却効果と浸透性に優れています。

【粉末消火器】

- ・粉末の薬剤が広い範囲を覆って火勢を抑えます。
- ・抑制効果により制炎性に優れています。

2 事前準備

① 水消火器の準備

水消火器を必要本数用意します。参加者数用意できる場合は、事前に水を充填しておく、当日エアーコンプレッサーを会場に持参する必要がありません。

② 的の準備

【ペットボトルの的】

- ・事前に空ペットボトル(1.5ℓのものがベター)を用意しておきます。
- ・約4分の1程度の水を入れて蓋をして、少し高い場所に必要数を並べます。

【ボールを落とす的】

- ・台の上にビーチボールを風で飛ばない程度で固定し、必要数を並べます。

3 訓練実施

順番に消火訓練を実施します。終了後は消防職員に講評してもらいましょう。

訓練の実施のポイント

的（まと）にはさまざまなものが考えられます。上手に消火器を使用し確実に的中させることや、放射時間内ですべての的に的中させることができるような工夫があると、より実践的な訓練になります。

例えば、的を工夫することにより、子どもたちもゲーム感覚で楽しみながら模擬消火体験をすることができます。

1 ペットボトルに少量の水を入れた的

- ・放射時間内に的中可能な数量は、8～9個程度です。
- ・ボウリングゲームのように並べて倒すのも楽しくできます。

2 ボールを落とす的（備え付けている消防署もあります。）

- ・数量が限られているため、確実にひとつの的に落とす訓練となります。

（16）粉末消火器による消火訓練

粉末消火器を使用し実際に初期消火を行うことで、緊迫した消火体験と粉末消火器の取扱方法を学ぶことを目標に行います。

必要スタッフ （参加人数 30 人程度の目安）

4～5 人

※危険を伴いますので、必ず消防署に事前に相談し、消防職員の立会いのもとで行いましょう。

必要なもの （参加人数 30 人程度の目安）

（品 目）	（数 量）
粉末消火器	5～6 本
オイルパン	1 つ
灯油	2 リットル
ガソリン	1 リットル
着火用ライター	1 個
点火棒	1 本
消火器のカットモデル	1 個（あれば）



訓練の進め方 （※必ず消防職員の立会いのもと、指導を受けて実施してください）

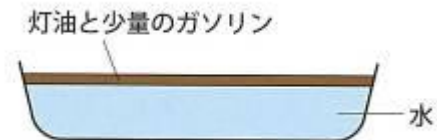
公園等の中央にオイルパンを設置し、風上 5～6 メートル手前から消火器を放射し、ほうきで掃くよう消火します。炎が小さくなれば徐々に接近し完全に消火してください。

1 事前説明

「消火器のカットモデル」または「訓練用消火器」で構造や取扱説明及び訓練を体験した後、粉末消火器の訓練を行います。

2 事前準備

- ① 消火器は、必要な本数を準備します。
- ② 訓練時に粉末が周囲へ飛散したり、灯油による煙や臭いが発生するため、付近への事前広報を行ってください。
- ③ オイルパンの底に2～3センチ水を張ります。（焦げ付き防止のため）
- ④ 灯油を入れます。オイルパンの大きさにもよりますが、約100cc程度が目安です。
- ⑤ 着火用に、少しだけガソリンを入れます。（着火直前に入れてください）



（画像出典：兵庫県作成「防災訓練はじめの一歩！」より）

3 訓練開始

- ① 順番に消火訓練を実施します。
- ② 数回実施すると、消火剤がオイルパンに溜まって着火しにくくなります。消火剤を網ですくうなどし、少量のガソリンを入れ、着火しやすいようにしてください。



（画像出典：兵庫県作成「防災訓練はじめの一歩！」より）

※ 注意事項

- ・ 訓練を実施する前に、消火器の点検を行い、破損や腐食の激しいもの、あるいは型式失効したものは使用しないようにしましょう。
- ・ オイルパンの油に点火して消火訓練を行う場合は、周囲や上方に十分な空間を確保するとともに、必ず風上から消火するようにしてください。
- ・ 消しそこなうこともあるので、予備の消火器を用意しておきましょう。
- ・ 見学者が風下にいると、消火薬剤が目に入ったり、火炎にあおられたりすることもあるので、風横の位置（10m以上離れる。）で見学させるようにしましょう。

(17) 小型動力ポンプ取扱い訓練

小型動力ポンプに消防団などが使用するホースをつないで、放水訓練を行うことでポンプの利用方法を学ぶことを目標に行います。消防団や消防署に指導をしてもらいます。

用意するもの

小型動力ポンプ（1基）、65ミリホース（必要数）、ノズル（筒先）、
水源（1～2トンの簡易水槽など）、標的（必要数）

訓練の進め方

- ① ポンプや資機材の保管場所、水源の場所などを把握します。
- ② ノズルやホースの伸ばし方、つなぎ方、はずし方を学びます。
- ③ 動力ポンプのエンジンのかけ方、水の出し方を学びます。
- ④ 4人一組で、放水員、ポンプ員に分かれてポンプのエンジンをかけ、ホースを伸ばし放水体制をとります。水を出さない訓練を何回か行います。
- ⑤ 実際に放水をします。放水時の反動が強く危険ですので、絶対にノズルを離してはいけません。消防職員などが放水員の補助につきましょう。
- ⑥ 訓練終了後は資機材を撤収し、資機材庫に保管します。
使った資機材のメンテナンスは、消防職員などに聞いてやってみましょう。

(18) 救出・救護訓練

地震などの災害現場では迅速な救助、救出活動が求められるために、ふだんから救援用資機材の取り扱い方法や、救出方法を学ぶことを目標に行います。

必要スタッフ (参加人数 30 人程度の目安)

4～5 人

必要なもの

のこぎり、バール、ジャッキ、
ボルトクリッパー、ハンマー
角材（太さ 10cm 以上のもの）
古タイヤ、コンクリートブロック、鉄線（適量）
朝礼台など

訓練の進め方

倒壊した家屋などに閉じ込め、または下敷きになった人を想定して、のこぎり、バールなど資機材を活用して救出・救助訓練を実施します。

1 事前説明

各資機材の品名、取扱い要領、用途を事前に説明します。

2 事前準備

- ① 使用資機材を必要数用意します。
- ② 斧、なた、のこぎり用に木材を用意します。
- ③ バール用に古タイヤかコンクリートブロックなど、金ハンマー用にコンクリートブロックなどを用意します。

3 事前説明

防災資機材倉庫の場所と、地区内のどこに他の防災資機材倉庫があるのか、ということを事前に説明します。

次に、資機材倉庫内のどこに防災資機材があるかを説明します。

最後に、ブルーシートを敷き、その上に各防災資機材を並べます。

4 訓練実施

- ① 用途に従って、切る、削る、割る、掘る、押し上げるといった作業を実演します。
- ② 参加者の皆さんに使ってもらい、家にあるもので、救助などに使えるものがないか、参加者の方にも意見を出してもらいましょう。
また、子どもや女性には無理をさせないようにしましょう。

(19) 救急訓練

心肺蘇生法・AED・ケガの対処、搬送方法など急病人やケガ人に対して、救急車や医師が到着するまでに行っておく応急手当の方法を学ぶことを目標に行います。

居合わせた者がすみやかに応急手当を行うことで、傷病者の救命効果が得られ、治療の経過にも良い影響を与える効果があるので、技術や方法を習得する意義のある訓練です。

必要スタッフ (参加人数 30 人程度の目安)

2～3 人

必要なもの (参加人数 30 人程度の目安)



以下は目安ですが、事前に消防署に相談して、借りられるものがあれば使いましょう。

実施内容	品 目	数 量
心肺蘇生法 AED 取扱い	蘇生訓練用人形	3～4
	訓練用 AED トレーナー (人工呼吸用マウスピース)	3～4 可能であれば訓練参加人数分
ケガの対処	三角巾	訓練参加人数分
	包帯など 厚手の雑誌	訓練参加人数分 1
搬送法	毛布	1
	棒 (竹竿など)	2

訓練の進め方

1 AED を用いた心肺蘇生法

訓練参加者を数班 (約 10 人/班) に分け、実技を中心とした訓練を実施します。

- ① 心肺蘇生法及び AED の取扱いについて指導者から展示・説明を行います。
- ② シナリオに沿って AED を使用した心肺蘇生法を行います。

2 ケガの対処

- ① 外傷などのケガに対し三角巾や包帯を使つての被覆処置や止血法を実践します。
- ② 骨折に対し身近なものを使って負傷部位を固定します。

3 搬送法

傷病者の状態や負傷部位、救助者の人数を考慮し最適な傷病者搬送法を習得します。

- ① 徒歩での搬送 (2 人搬送)
1 名は背中側を抱え、もう 1 名は被搬送者の足を抱え、2 名で同時に持ち上げ、足側から進んでいきます。

② 毛布での搬送（1人搬送）

毛布やシートで全身を包み込み、両肩を浮かすように引っ張り、搬送します。

③ 応急担架の作成

毛布及び竹竿などを使用して簡単に担架をつくることができます。また、救助者の上着を数枚つなぎ合わせて作成する方法などを体験します。



（画像出典：兵庫県作成「防災訓練はじめての一步！」より）

事前準備・訓練の実施のポイント

1 訓練会場の準備

訓練参加人数に適した会場を用意してください。

2 訓練で使用する資機材

訓練で使用する蘇生訓練用人形及び訓練用 AED トレーナーは、事前に消防署に相談してください。

人工呼吸用マウスピースが必要な際は消防署に相談してみましょう。

なお、救急訓練では人工呼吸用マウスピースの代替品としてガーゼを使用することも可能ですが、いざというときに備えて、訓練を機に準備しておきましょう。

3 訓練の申込み

最寄りの各消防署に問い合わせてください。

(20) 給食・給水訓練

釜や飯ごう、大鍋などによる大人数分の調理方法や飲料水を確保する方法を学ぶことを目標に行います。日常生活では使うことのない道具を使って実際に調理するので、体験することが重要な訓練です。

訓練の実施のポイント

給食・給水については、次のような点に十分注意しましょう。

- ① 各家庭では、長期保存が可能で、できるかぎり幅広い嗜好に対応した食料及び飲料水を備蓄するとともに、保存可能期限の満了時ごとに交換しておきましょう。また、ポリタンクなどの生活用水は定期的に入れ替えておきましょう。
- ② 各家庭では、必要な食料を非常用持出品として備え、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。
- ③ 自主防災組織として共同備蓄倉庫などを設け、食料、ろ水器、鍋、炊飯装置、燃料、各種容器などを備蓄しておくことも有効な取り組みです。
- ④ 自主防災組織として地域内にある井戸、水槽、池、プールなどを調べ、災害時に飲料水、生活用水として使用できるよう、所有者などと協議しておきます。必要に応じ町が設置した飲料水兼用貯水槽の利用についても確認しましょう。
- ⑤ 自主防災組織として食料品等の救援物資の配給計画やその周知方法を策定しておき、混乱のないよう配布できるようにしておくことが大切です。



(21) 避難所開設・運営訓練

避難所運営チームとしての各種事態への対応検討を通じ、避難所内の配置、避難所運営チームの区分・担当業務・業務処理要領、必要とする資機材、他機関等との要調整事項等、避難所運営について理解を深めることを目的に実施します。

訓練の編成

指導係全般指導係 1 名、班指導係各 1 名 計 4 名

訓練参加者 10 名 1 組で班を編成

必要なもの

各班地域の拡大地図、マジックセット（10 色程度）、カラーラベル（5 色程度）、ポストイット、セロテープ、筆記具

マジックセット



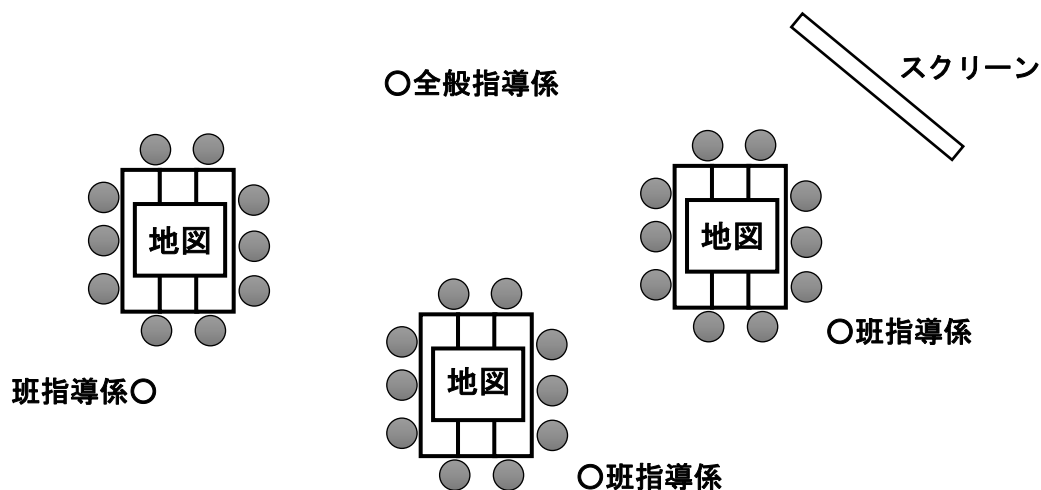
カラーラベル



ポストイット

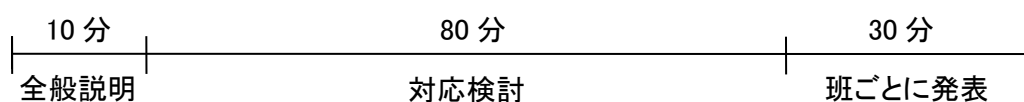


会場の配置図



訓練の進め方

◎ 訓練全体の流れ（訓練時間：2 時間）



1 全般説明

- ・ 訓練の進め方等について説明します。
- ・ 3分ほどを使って、班ごとに自己紹介と避難所運営チームの各班担当、進行係及び記録係を決めます。

2 対応検討

- ・ 班指導係から想定事態を1件ずつ進行係に付与、進行係は全員の前で内容を読み上げ、班内の意見を聴いて対応すべき係を指名します。
- ・ まず指名された係担当者が想定事態への対応案を全員に説明した後、それをたたき台に班の全員で自由に意見を出し合います。
- ・ 記録係は出た意見を必要に応じメモまたは図上に記入・表示します。
- ・ 班指導係は付与した想定事態に対する検討が概ね終了するのを見計らい、次の想定事態を付与する。この際、可能であれば付与のタイミングを徐々に早め、訓練参加者がやや混乱した状態で対応を検討せざるを得ないようにするよう心がけてください。

3 班ごと発表

- ・ 検討した内容及びその結果得られた避難所運営のポイント等を班ごとに発表します。
- ・ 避難所運営のポイント
各係の業務内容、所要人数、避難所内の場所、必要な資機材等

訓練の実施のポイント

◎ 訓練開始時の設定

- ・ 避難所図は地区の指定避難所等の拡大図を作成・コピーします。
- ・ 避難所運営チーム各班の場所は、入口付近に適宜に設定し、各係担当者は2名とします。
- ・ 避難所運営チームの編成、担当業務（一例）

班	係	業 務
総務班	総括係	地域連携、他機関調整、郵便物、取材対応等
	被災者係	受付、名簿管理、問い合わせ対応等
	情報係	情報収集、情報発信、情報伝達、デマ防止等
供給班	食料係	食料調達、炊き出し等
	情報係	情報収集、情報発信、情報伝達、デマ防止等
環境班	施設係	避難所内配置、施設修理、防火等
	衛生係	衛生管理、ゴミ・風呂・トイレ・清掃対応等
福祉班	保健係	医療・介護活動、生活相談、こころのケア等
	要配慮者係	要配慮者支援、ニーズの把握等

◎ 想定事態（一例）

- ・最初に到着した人が好きなだけ場所を広げる。
- ・避難所内で喫煙する。
- ・ストレスからか育児放棄気味の母親がいる。
- ・外国人で日本語がわからずに困っている。
- ・アレルギー対応食が必要。
- ・持病の薬がなくなりそうで不安。通院もしたい。
- ・着替えがなく困っている。
- ・避難途中で足にケガをしたため動けない。
- ・避難所内に勝手に入り、写真を撮影している。
- ・車椅子利用のため普通のトイレが使用できない。
- ・地震で避難所の屋根が傷み、雨漏れしそう。
- ・ボランティアが突然あられ、何か手助けがしたいと言う。
- ・入試前なので受験勉強したいが落ちついて勉強できない。
- ・家族が別の避難所にいるのでそちらの避難所へ移動したい。
- ・家族が行方不明なので、現在の遺体発見状況や今後の捜索予定を知りたい。
- ・冷え症なので毛布が余分に欲しい。
- ・トイレの流れが悪く、汚物が山をなしている。
- ・他の避難所では泥棒が多いと聞いたのでこの避難所も心配。

◎ その他

- ・『想定事態』は、40件以上は準備しましょう。
- ・検討時は無理に対応案をまとめる必要はありません。できるだけ多くの人が、自由に広い観点から発表することを重視してください。

(22) 図上訓練

ハザードマップなど危険箇所と避難場所、自宅場所が記載されているマップを利用し、室内で災害と避難方法をイメージして災害に備える訓練を行います。

特に、高齢者や障がいのある方など、ふだんの訓練に参加できない方にとってはとても有効な訓練です。さまざまな訓練に参加できなくても、地域の防災を広く伝えることを目標に行います。

必要人数

2名～（何人でも可）

人数が多い場合は、グループ分けして行くと効率的です。

必要なもの

上郡町作成のハザードマップ・地区で作成したハザードマップや危険箇所のマップ。
付箋・マーカー・色鉛筆など

訓練の進め方

- 1 ハザードマップなどの地図上に危険箇所が災害が起きたと仮定し、×印などのマークをつけます。
- 2 避難所までの、避難ルート確認します。
- 3 避難ルートに危険箇所が存在しないか確認します。
- 4 確認の方法は、数人で話し合い意見を出し合って行います。
- 5 避難ルートに問題がある場合は、自宅に最も近い安全な場所を探します。
- 6 自宅が土砂災害危険区域でなければ、自宅避難するか検討します。
- 7 自宅が浸水想定区域内の場合、浸水深を確認し2階への垂直避難が可能か確認します。
- 8 ハザードマップなどの地図上で避難場所、自宅からの距離、およその時間をメモに書き留めます。
- 9 訓練に参加した隣保の方同士で、避難方法を共有しておきます。

訓練の実施のポイント

- 最終的に訓練に参加した者同士、できれば、近隣の方々と避難方法を共有しておくことが重要です。
- 災害時に避難所へ避難するのか、自宅避難しているのが素早くわかるので、迅速な自主防災活動につながります。

(23) 声かけ訓練

高齢者や障がいのある方が、図上訓練で行っているイメージどおり避難するために、支援者が声をかけて避難誘導を行う訓練です。

山地など避難できないケースなどでは、安否確認を行うことを目標に行うなど、要配慮者の方のパターンに合わせた支援を目標に行います。

必要人数

2名～（何人でも可）

必要なもの

メガホン・ハンドマイクなど、声がよく届く道具

訓練の進め方

高齢者や障がいのある方のお宅へ向かい、家の外から大きな声で名前を呼びます。
それぞれの高齢者や障がいのある方の状況に応じて、返答方法を決めておきます。

- 1 歩行に支障がない場合は、玄関、居間から顔を出して返事をします。
- 2 歩行に支障がある場合は、大きな声で返事をする、何か鳴り物を使って合図します。
- 3 歩行に支障があり、大きな声も出せない場合は、合図の方法を事前に決めておき、そのとおりの合図を行います。

訓練の実施のポイント

- 声かけ訓練は、災害時に高齢者や障がいのある方の安否確認を、円滑に行うことができるように、平時から呼びかけと応答の方法を確立させておくために行う重要な内容です。
- 高齢者や障がいのある方によって、内容が異なるはずですから、お互いによく話し合って、合図などを決めておきましょう。



呼びかけへの返事の方法は、ふだんから決めておきましょう！



(24) 災害時お助けバンク

災害時お助けバンクとは？

災害は、何時どんなときに起きるかわかりません。

それでも災害が発生したら、地域のみなさんが力を出し合い、協力し合いながら、“みんなの力”を集結し、「自分たちの地域は自分たちで守る」必要があります。

「災害時お助けバンク」は、災害時に住民のみなさんが様々な活動に幅広く参加・協力できるよう、あらかじめ“みなさんにできること”を登録していただく取り組みです。

登録いただいた地域のみなさんの情報は、つぎのようにまとめておきましょう。

平成○年○月 現在

◎ 資格や免許を持っている。本職である。自信がある。

○ 以前に実務の経験あり。趣味の範囲で経験あり。

△ お手伝いならできそう。関心をもっている。

1. 防災活動のリーダー等

A～Qは個人名（記入例）

活 動 の 区 分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
①自主防災組織のリーダー	◎		◎		◎		◎			○							
②消防団のリーダー		○				○			◎		△			△			
③消火器や消防ホースの展開ができる								△							○	△	
④防災の業務をしている、していた												△	△				△

2. 日常的に要配慮者の保護・指導にあたっている人（過去に経験した人は△印にて）

活 動 の 区 分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
①民生委員・児童委員																	
② “ ” 協力員																	
③福祉委員																	
④要配慮者の保護は本職																	

3. 被災者の救出等ができる人

活 動 の 区 分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
①電気・ガス・水道・電話の技術者																	
②重機や特殊車両を操作できる																	
③建物の応急危険度判断ができる																	
④障がいのある人の避難誘導ができる																	
⑤土木技術者																	

4. 負傷者の応急処置等ができる人

活 動 の 区 分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
①医師・歯科医師																	
②看護師・助産婦																	
③救急救命士																	
④心肺蘇生講習受講（指導員◎）																	

5. 災害情報の収集・伝達などができる人

活 動 の 区 分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
①アマチュア無線ができる人																	
②インターネットができる人																	
③パソコンが使える（ワード・エクセル等）																	
④陸上3級無線																	

6. 要配慮者の支援ができる人

活 動 の 区 分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
①介護福祉士・理学療法士																	
②手話ができる																	
③要約筆記ができる																	
④点字・点訳ができる																	
⑤保育士																	
⑥外国語ができる																	
⑦防犯担当や使い走りならできる																	
⑧朗読・速読ができる																	
⑨高齢者生活支援講習会受講（日赤）																	

7. その他の人材

活 動 の 区 分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
①大工・左官・塗装等ができる																	
②溶接・機械整備ができる																	
③電気工事ができる																	
④引越作業や自動車運転のボランティア																	
⑤ミニコミ誌編集																	
⑥スポーツ指導・野外活動の指導																	
⑦手品・大道芸等ができる																	

8. 保有している資機材・道工具等（商品や商売道具を除き、貸出可能なもの）

活 動 の 区 分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
①発電機																	
②チェーンソー（エンジン・電気）																	
③ジャッキ（手動・油圧）																	
④リヤカー（大・小）																	
⑤一輪車																	
⑥水中ポンプ・ホース																	

(25) 災害情報の内容

町から発信する情報には、避難に関する情報をはじめ、地震の情報、気象に関する情報など様々な防災情報があります。ここでは、主な災害情報の内容やその発令基準を紹介します。

1 避難情報の内容

類 型	発令の状況	求められ行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合	☐ いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。 ☐ 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等）は避難を開始しましょう。
避難勧告	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	☐ 避難場所へ避難をしましょう。 ☐ 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難をしましょう
避難指示 （緊急）	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合	☐ まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。 ☐ 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

※ 内閣府より

2 避難情報発令基準

(1) 千種川洪水

類 型	発 令 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	- 千種川の上郡量水標の水位が避難判断水位である 3.8m に到達したとき。 - 千種川の上郡量水標の水位が氾濫注意水位である 3.4m を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ① 上郡量水標上流の水位観測所の水位が急激に上昇しているとき。 ② 千種川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき。 - 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき - 避難準備情報・高齢者避難開始の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
避難勧告	- 千種川の上郡量水標の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である 4.7m に到達したとき。 - 千種川の上郡量水標の水位が避難判断水位である 3.8m を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ① 上郡量水標上流の水位観測所の水位が急激に上昇しているとき。 ② 千種川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき。 - 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。 - 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。

類 型	発 令 基 準												
避難指示 (緊急)	・ 決壊や越水・溢水が発生したとき。 ・ 千種川の上郡量水標の水位が堤防高である 6.5m に到達する恐れが高いとき。ただし、次の地域においては、それぞれの地域毎に設定された上郡量水標の水位に達する恐れが高いとき。<table><tr><td>①河野原</td><td>5.4m</td><td>②赤松</td><td>5.6m</td></tr><tr><td>③柏野</td><td>5.9m</td><td>④與井・與井新</td><td>6.1m</td></tr><tr><td>⑤大枝・大枝新</td><td>6.2m</td><td>⑥苔縄</td><td>6.4m</td></tr></table> ・ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊の恐れが高まったとき。 ・ 水門等の施設の機能支障が発見されたとき。(発令対象区域を限定し発表)	①河野原	5.4m	②赤松	5.6m	③柏野	5.9m	④與井・與井新	6.1m	⑤大枝・大枝新	6.2m	⑥苔縄	6.4m
①河野原	5.4m	②赤松	5.6m										
③柏野	5.9m	④與井・與井新	6.1m										
⑤大枝・大枝新	6.2m	⑥苔縄	6.4m										

(2) 安室川・鞍居川洪水

類 型	発 令 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	・ 安室川、鞍居川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき。 ・ 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。 ・ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
避難勧告	・ 安室川、鞍居川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準を大きく超過するとき。 ・ 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。 ・ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
避難指示 (緊急)	・ 安室川・鞍居川で決壊や越水・溢水が発生もしくは発生する恐れがあるとき。 ・ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 ・ 水門等の施設の機能支障が発見されたとき。(発令対象区域を限定し発表)

(3) その他河川洪水

類 型	発 令 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	・ 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いと判断したとき。 ・ 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。 ・ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
避難勧告	・ 近隣で浸水が拡大してきたとき。 ・ 障害物の河川への流入などにより、河川の水位が上昇し、浸水のおそれがあるとき。 ・ 氾濫予測情報の対象河川で、1 時間後～2 時間後予測が氾濫の危険ありとなり、周辺の河川の状況から避難の必要があると判断したとき。 ・ 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。 ・ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。

類 型	発 令 基 準
避難指示 (緊急)	・ 近隣で浸水が床上に及んだとき。 ・ 決壊や越水・溢水が発生または発生する恐れのあるとき。 ・ 氾濫予測情報の対象河川で、現在～1 時間後予測が氾濫の危険ありとなり、周辺の河川の状況から避難の必要があると判断したとき。 ・ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 ・ 水門等の施設の機能支障が発見されたとき。(発令対象区域を限定し発表)

(4) 土砂災害

類 型	発 令 基 準
避難準備・ 高齢者等避難開始	・ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合近隣で前兆現象（湧水・地下水の濁り、地下水の量の変化）を発見したとき。 ・ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。 ・ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。
避難勧告	・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ・ 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき。 ・ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。 ※前兆現象の場合の避難勧告は、現象を確認した区域若しくはその周辺区域のみを対象とする。
避難指示 (緊急)	・ 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」したとき ・ 土砂災害警戒情報のが発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・ 土砂災害が発生したとき。 ・ 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合とき。 ・ 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき。

3 気象情報の発表基準

			基 準	
警 報	大 雨	(浸水被害)	雨量基準	1 時間雨量 50mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	168
	洪 水		雨量基準	1 時間雨量 50mm
			流域雨量指数基準	安室川流域=7, 鞍居川流域=12
	暴 風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	平地：24 時間降雪の深さ 20cm
				山地：24 時間降雪の深さ 40cm
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	110mm

※ 神戸地方気象台

(26) 自主防災組織の活動事例

① 自主防災活動計画に基づく防災活動の取り組み

自主防災活動計画に基づく防災活動の取り組み
 ― 自主防災活動による地域の安全・安心の確保に向けて ―

団体名：休治自治会自主防災会

● 団体概要

設立年度：平成 10 年 3 月

人 口：85 人

世 帯 数：43 世帯

(ともに平成 28 年 4 月 1 日現在)



● 地域の状況

地理的状況：中山間部

地域の概況：本町の東部、高田地区に位置し、主要幹線道路である県道姫路上郡線の沿線にあり、緑溢れる田園に囲まれた地域です。

また、急傾斜地を背に家屋が点在し、その大半が土砂災害警戒区域に指定されています。

過去の災害：昭和 49 年台風 8 号の豪雨災害によりため池が決壊し、家屋の浸水被害が発生しています。

● 活動の目的

休治は、過去の災害や地理的な要因から災害に対する危機意識が高く、防災に対する取り組みも熱心な地域です。

平成 17 年に災害時の防災体制や平時の防災対策などをまとめた「自主防災活動計画」を策定し、自治会員及び家族の安全・安心を確保することを目的に、さまざまな防災活動に取り組まれています。

● 活動の内容

(1) 自主防災活動計画の策定・運用

平成 17 年 12 月に策定した自主防災活動計画は、災害時の自主防災組織の防災体制や平時の取り組みをまとめたもので、当計画に基づき災害応急活動や防災訓練等を実施し、自助・共助による減災対策に努められています。

図表 自主防災活動計画の内容

項 目	内 容
1. 総則	計画の趣旨・目的について
2. 自主防災組織	防災活動本部の設置、組織体制（班編成も含む）について
3. 防災活動の態勢	防災活動の態勢に入る基準について

項 目	内 容
4. 避難所の指定	一時避難所の指定と運用について
5. 避難の命令	避難命令を発令する基準について
6. 避難	避難の方法や持出品等について
7. 訓練等の実施	防災訓練の内容について
8. 費用の負担	防災活動に要する経費について
9. 危険箇所の指定等	地域内の危険箇所の指定と、その点検等について
10. 関係機関連絡先	関係する行政機関の連絡先について

(2) 防災訓練

「命は自分たちで守る」「防災意識を高める」「防災対応力を身につける」をモットーに、毎年防災月間の9月第1日曜日に、実践的な防災訓練を実施しています。

◎ 訓練の概要

① 日時・場所

9月第1日曜日 午前8時から正午まで

② 参加団体

休治自治会自主防災会、東部消防団、上郡消防署など

③ 訓練内容

・本部設置運営訓練

本部を設置し、班ごとに危険箇所のパトロールや炊き出し、安否確認、防災資機材の点検などの訓練を実施します。

・消火訓練

消防団と連携し消火栓を利用した放水訓練や消防署による消火器使用訓練等を実施します。

・教養訓練

講師を招いての防災学習や防災訓練に関する意見交換等を実施します。



(3) 災害時の活動

台風の接近等が生じた場合は、県・町や気象庁の警報等の情報に基づき、自治会公民館に自主防災警戒本部を設置し、情報収集をはじめ、ため池、河川等の水位や危険箇所等のパトロール、防災資機材を利用した浸水対策や溝詰まり対策、さらには田畑の畦畔越流対策などを行い災害の未然防止に努められています。

② 自主防災活動の強化に向けた取り組み

自主防災活動の強化に向けた取り組み －災害対応の経験を生かした自主防災組織の体制強化－

団体名：赤松自治会自主防災会

● 団体概要

設立年度：平成 10 年 3 月

人 口：181 人

世 帯 数：77 世帯

（ともに平成 28 年 4 月 1 日現在）



● 地域の状況

地理的状況：平野部

地域の概要：本町の北部、赤松地区に位置し、清流千種川に沿って集落の中心を国道 373 号線が通り、豊かな自然に囲まれた地域です。

また、郷土の偉人、赤松円心の築いた難攻不落の国指定史跡白旗城跡があり、秋には赤松円心をしのぶ白旗城まつりが開催され多くの人を訪れます。

過去の災害：過去幾度となく千種川の氾濫により被害を受けており、特に平成 16 年、平成 21 年の豪雨災害では、堤防が決壊し濁流が集落を襲い、家屋の浸水や農業用施設などに多大な被害が発生しています。

● 活動の目的

赤松地区は、千種川流域に位置し、これまで度重なる洪水被害を受け、災害に対する危機意識が高く、災害対応について日ごろから取り組まれている地域です。

また、平成 16 年の台風 21 号の豪雨災害を教訓に、災害時に適切な判断のもと迅速な活動を行い、地域住民の安全・安心な生活を確保するため、平成 20 年に自主防災組織の活動内容の見直しや自衛消防隊の設置、防災担当役員の配置による組織体制の充実強化を図るなど、さまざまな活動を実施しています。

● 活動の内容

(1) 自主防災組織のおもな活動

① 防災訓練

水害時の要配慮者を想定した避難訓練をはじめ、土のう積み訓練、本部設置運営訓練など年 2 回実施しています。

② 防災教育

地域住民の防災意識の向上を図るため、消防署や町行政と連携した防災教育を実施しています。



③ 食糧等の備蓄

避難者や本部従事者用の食糧や毛布等を確保するため、自治会公民館に備蓄を実施しています。

④ 資機材の点検

資機材の点検を行うとともに、実際の使い方の確認を実施しています。

⑤ 災害対応

台風などによる災害のおそれがある場合は、自治会公民館に水防本部を設置し、情報収集をはじめ、地域住民の避難支援や安否確認、危険箇所のパトロールを実施しています。



(2) 自衛消防隊

平成 20 年に昼間の火災から地域住民の生命・財産を守り被害の軽減を図るため、自主防災組織の下部組織として、自衛消防隊が設置されました。

おもに、昼間在宅されている女性や高齢者の方が隊員として活動をされており、毎月の消火栓等の点検や定期的に消火訓練を実施しています。

① 組織の目的

昼間の火災において消防署や消防団が到着するまでの間の初期消火等を行い、火災による被害の軽減を図るため、必要な活動を行っています。

② 隊員の資格

自治会員で平日の昼間に活動できる健康な方

③ 活動内容

(火災時の活動)

・ 初期消火避難誘導活動

消防隊が到着するまでの間、火災からの被害を最小限に食い止めるため、消火栓を利用した消火活動や要配慮者等の避難誘導などを実施します。

(平時の活動)

・ 消火訓練

年に 3 回の消火器や消火栓を利用した消火訓練を実施しています。

・ 消火栓等の点検

毎月 1 日を点検の日と定め、班ごとに決められた消火栓及びホース格納箱の点検を実施しています。

④ 特徴的な点

- ・ 安全に消火活動ができるよう、隊員全員にヘルメットを貸与
- ・ 班ごとに責任をもって消火栓等の点検を毎月実施
- ・ 年複数回の消火訓練



各種自主防災組織の活動に関するお問い合わせ先

●自主防災組織に関すること

上郡町役場住民課消防防災係

電 話 0791-52-1111（代表）

0791-52-1115（直通）

F A X 0791-52-6490

E-mail jyumin@town.kamigori.lg.jp

●防災訓練の支援に関すること

上郡消防署

電 話 0791-52-5119

F A X 0791-52-1351

●ボランティア活動に関すること

上郡町社会福祉協議会

電 話 0791-52-2910

F A X 0791-52-5444

●兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に関すること

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

電 話 078-362-9400

上郡町自主防災組織活動の手引
～ みんなではじめよう自主防災！ ～

平成２９年３月 発行

発行者 兵庫県 上郡町

〒678-1292

兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

電 話：0791-52-1111（代）

F A X：0791-52-6490

ホームページ：<http://www.town.kamigori.hyogo.jp/>